

参議院内閣委員会會議録第二十五号

昭和三十年七月十二日(火曜日)午前十一時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君
理事 長島 銀藏君
宮田 重文君
木下 源吾君
松原 一彦君

委員

井上 知治君
植竹 春彦君
木村篤太郎君
中川 以良君
中山 壽彦君
上林 忠次君
野本 品吉君
加瀬 完君
千葉 信君
松本治一郎君
田畑 金光君
松浦 清一君
小柳 牧衛君
堀 眞琴君

國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君
國務大臣 高橋達之助君

政府委員

経済審議 田中 龍夫君
経済審議 酒井 俊彦君
経済審議 松尾 金藏君
調整部長 阪田 泰二君
大蔵省理財局長

大蔵省理財局長 窪谷 直光君
事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 川島 孝彦君
会専門員

本日の會議に付した案件

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○経済審議庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○田畑金光君 大蔵大臣に一、二お尋ねたいのですが、実は六月の二十三日、衆議院において、同じく六月の二十九日に参議院におきまして、在外資産処理促進に関する決議案が満場一致をもって可決され、政府はこれに對しまして慎重に院の決議を尊重して検討されるという発言がなされたわけでありまして、この内閣委員会におきましても、外務大臣並びに外務政務次官の出席を求めまして、この問題に関し政府の所信並びに外務省の方針を承わったわけでありまして、その答弁によりますと、今後とも外交折衝によつて在外資産の返還に努力をするが、しかしその結果は必ずしも予断を許されない情勢に相手国によつてはあり得るというところであります。ただ返還交渉の関

題と、また国内措置としてこれをどう処理するかという問題とは別個であるという答弁もなされたわけでありまして、たまたま在外資産等が賠償の一部に引き当てられるとか、こういうようなことも考えられるわけでありまして、そこで返還交渉がもし妥結しないので、海外にありまつかつての私有財産等が没収されるとか、戻つてこないとか、こういうような場合には、国内措置として、これが補償等については政府として善処をする、こういうような趣旨の答弁がなされたわけでありまして、御承知のように、五月の十一日にアメリカと日本とは取りきめがなされました、総額一千万ドル、一人当て一万ドルを限度として個人の財産は返還するといふことになったわけでありまして、これがため今アメリカにおいては国内法の手続をとつておるという状況になつて参つておるわけでありまして、そこでこの諸般の情勢からいまして、院の決議に基いて政府も善処をされるというわけでありまして、善処といふことは具体的に法律上、あるいは予算上の措置を伴うことになるわけでありまして、この点に關しまして大蔵大臣の所見を承わつておきたいと考えています。

○國務大臣(一萬田尚登君) ただいまの御質疑につきましても、先般、お話のように院の決議もありました次第でありますので、政府としても十分これを尊重いたしまして、今後検討を加へて参るつもりであります。ただこの問

題については今お話がありましたように、外交交渉とも密接な、また非常にデリケートな点もありますし、かつまた今日日本の財政状態もなかなか苦しい事態にもありますので、具体的な事態の推移をよく見きわめつつ政府としても決議の趣旨に基きまして検討を加へる、こういうふうに考えております。

○田畑金光君 大蔵大臣といつたしましても院の決議を尊重して検討を加へるという御答弁がなされておりますが、要するにこの問題は今のままの形で放任するわけには参らぬと思つております。戦争に伴う犠牲者の問題が、国民経済力の充実に伴つて一つ一つ解決されて参つておるわけでありまして、また当然解決しなければならぬ問題であると思つておるわけでありまして、過去の記録によつて見ましても、本件に關しましては第一次吉田内閣の折に、昭和二十一年十月二十二日の閣議決定で、引揚者各世帯に一万五千円当て交付しようという案も上り、現に閣議決定もみているわけでありまして、昭和二十二年の予算にも百五十億を計上するといふ閣議決定も確認されたのであります。G H Qからの横やりで、これを思いとどまることになつたという経過もなされておるわけでありまして、ここに引揚者の人たちに對しましては、いゝゆる更生資金として、国民金融公庫を通じて、わずかな資金が立ち直り資金として融資されて参つてい

るわけでありまして、ところが今日国民金融公庫を通じて、この融資の状況がどうなつているかといふことを私はお尋ねするとともに、とにかくこういう経済の状況に、苦境の波にさらされて非常に延滞をしていゝ、おくれつていゝ、こういうのが普通だろつと思つております。ところがこういう引揚者の零細な人たちに對して延滞利息を要求し、あるいは強制取り立てをやつていゝ、こういうような事例が非常に多いわけでありまして、こういう問題とも関連いたしまして、先ほど私のお尋ねいたしました在外財産の処理について、一段と政府は誠意をもつて処理されるべきだと私は考えるわけでありまして、慎重に検討なさると言つても、これは検討に終つてしまふ場合もあり得るし、検討の結果当然法律上、予算上の措置をはかるという誠意もあるわけでありまして、大蔵大臣としては具体的にどう今後この問題を処理して行かれようとするのであるか、この点をも一度伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 先ほど御答弁申し上げましたように、これは今後においての外交上の交渉の推移、それから具体的な事態の把握、それから財政の状況等を勘案をいたしまして、そうしてこれは考えて見たい、考えて見るべきだと、かように考えております。今具体的に、ここでもうするといふことを今ここで申し上げることは困難な状況であります。

○田畑金光君 私がお尋ねしたもので、かつての在外引揚者に対する

更生資金の貸し出しの状況がどうなっているのか、あるいは延滞の実情がどうなっているかということについて質問したわけでありますが、それについての御説明を願うとともに、もう一度……

○國務大臣（一萬田尚登君） その点につきましても、私今十分数字的の記憶も、資料も持っておりませんので、国民金融公庫や、関係機関から資料を出させて、提出を申し上げて御了承得たいと思います。

○田畑金光君 御承知のように、内閣に在外財産問題審議会が昨年の七月以降設置されて、在外財産の調査、審議をはかることになっておりますが、一体今までの審議会はどういう仕事をやってきているのか、今日までの業績について御説明願いたいと思います。

○國務大臣（一萬田尚登君） 従来の経過につきましては政府委員から答弁をいたすことにいたします。

○政府委員（阪田泰二君） 在外財産問題審議会につきましては、別途資料を差し上げおきましたが、大体いろいろ問題の処理方針といたしましては、先ほど来お話のように、根本的な在外財産問題全体をどう処置すべきかという問題がございましてあります。審議会がございまして、さしあたり問題としましては、当面解決できる問題を順次に解決して行こう、こういう趣旨のもとに審議をやっております。昨年引揚者が持ち帰りました古い旧日銀券の処理の問題、あるいは未払い送金為替の問題、在外預金、こういうものにつきましても、ある程度支払いはする、あるいは外地におきまする軍

事郵便貯金の処理等につきまして審議をいたしまして、そういうものにつきまして答申を行いまして、それに基づきましてこの国会に法案を提案いたしまして支払いをやっております。これは御承知の通りでございます。なおこれと同時に並行いたしまして、いろいろ在外財産問題の実情につきまして引揚者の代表の方々からいろいろお話を伺いまして、実情を調べる、あるいは法律的、実際のいろいろな複雑な点を含んでおりますので、そういうような問題につきまして国際的な法規、あるいは国内法規、いろいろな線で事実問題等の調査をいたしておる、こういう段階でございます。

○田畑金光君 この閉鎖機関として指定されておる朝鮮銀行や台湾銀行の資産処理の問題であります。承わりますと、年内に清算事務も終了する、あるいは近く終了する、こういうことを聞いておるわけでありまして、この点に關しましては、政府としてたとえば六月の六日でありましたか、六日の次官會議においては閉鎖機関令の改正によつて、両銀行の現在ある資産について半分は国庫納付金としてこれを国庫に吸収する、あるいは残余については清算所得の形で徴収する、こういうような方針のように承わっております。さらにその後また石橋通産相の方針としては、この朝鮮銀行の残余資産をもつて科学技術の振興に充當したい、これがために科学技術公社等を設立してこの資産の活用をはかりたい、こういうような趣旨の談話も発表されておるわけでありまして、この際この両閉鎖機関の今後の清算に伴う処理

あるいは政府の方針、こういうものについて承わっておきたいと思ひます。

○國務大臣（一萬田尚登君） 朝鮮、台湾銀行のこの閉鎖機関の残余財産の処理につきまして、いろいろとお話したように意見もありません。また考え方もあるものであります。大蔵省といたしまして、事務的に一応考えを持っておりますが、しかしこれはこういうふうないろいろな見解を今後さらに慎重に検討を加え、十分各方面の意見並びに関連するいろいろな事情、こういうものを考慮に入れて、改めてもう少し広い見地から考えてみたい、今一応事務的に考えておるのは、株式会社の関係で、株主にある程度、ある程度は債券銀行という特殊な授権行為に基いて生ずる残余の財産で、これは国で考へていいのじやないかという考へ方があると思いますが、それだけでいいのか、大へんに大きな問題で、あるいは各般の事情を十分考慮に入れて、これは考へるべきではないかという考へ方でもつて、どれということに私はまだきめておりません。まだ今後においても意見を十分徴し、かつ事情を十分調べてまゐつてみたい、従つて今国会に私はこれについての処理については出す意思を持っておりません。

○田畑金光君 まだお話によりまして、政府としては、あるいは大蔵大臣としては両閉鎖機関の残余財産についての処理はきまつていないという御説明であります。政府として、石橋通産大臣のこの構想等もまだ単なる通産省の構想であつて、政府としての方針でもないという趣旨の御趣旨でありますか。

○國務大臣（一萬田尚登君） さういふことでございます。

○田畑金光君 御説明によりまして、債券銀行であるから国庫納付金として大幅に国庫に納付せしめるといふような考へ方も一つの考へ方だと思ひます。しかし今言われております残余財産といふものが朝鮮銀行においては七十億、あるいは台湾銀行においては二十五億に上るといふ多額な計数に上つておるわけでありまして、お話によりまして、まあいろいろな国庫に納付せしめる残額は旧株主に還元する、こういうような御説明もあつたやうであります。相当地に莫大な残余財産が少數の株主に還元されるという結果にならうと考へます。そういうような場合に、たとえば零細な旧預金者の保護等については政府はどう考へられておるか、今までは旧預金者にも一部預金の払い戻しがなされておりましたが、両銀行の払い戻しというものは、まことにわずかな預金の払い戻しであります。その例等を見ましても、われわれ今日の常識では考へられないような僅少な率でもつて払い戻しをやつておるわけでありまして、旧株主を保護するといふ考への前に、当然零細な旧預金者の保護といふものが考へられてしかるべきではないかと、こゝに思ひます。この点について大蔵大臣はどう考へられるのか、承わりたいと思ひます。

○國務大臣（一萬田尚登君） 先ほど申しましたように、株主をどうするか、いろいろ考へるやうな案もまだきまつていないのであります。今お話をいたしましたように、將來考へまして、そして具体案をすみやかに作りたうと、かように考へておるわけでは、

御意見の点は十分承知し、心にとめております。

○田畑金光君 たとえば私の聞いておるところでは、これは法律によつてそらなつておるのだと思ひますが、朝鮮銀行の場合等を聞いてみますと、旧預金額一萬五千萬円に對しまして三分の一を削つて一萬円しか払い戻してない。たとえば一萬五千萬円の預金額に對しまして一萬円の払い戻しをやつておるに過ぎない。そして利息を一律に四割として戻してあります。従つて一萬五千萬円の預金額に對して結局一萬四千を払い戻しておる、これが今日の實情のやうであります。当時の貨幣価値と今日の貨幣価値を比較するまでもなく、また当時のたとえば朝鮮銀行券、台湾銀行券、日本銀行券といったものは一対一であつたはずであります。このやうにかつての預金者といふものは不当な取扱いを受けておるわけでありまして、にもかかわらず、現在清算業務を終えてみると莫大な資産が朝鮮銀行や台湾銀行に残つておる、そういうことになつて参りますならば、債券銀行であるといふ特殊な事情等はもろろん考慮されなければならぬ。株主を保護する前に、こういう零細な旧預金者を保護するといふ考へが當然とられなければならぬはずであります。同時に今問題となつておる在外財産の処理等の問題にも関連して、閉鎖機関の残余財産の処理等については考へなければならぬと私は思ひます。この点に關しまして大蔵大臣はどう考へられるか、お尋ねいたします。

○國務大臣（一萬田尚登君） 先ほどから御答申申し上げますように、いろいろ

ろな点を考えて、私一つこれは考えてみようとしておるのであります。従いまして、今のようなお説も十分承わつて、大へんよい御意見、こういうことでありますので承わつて、まだ何にもこうする、あつると実はきめて……、いろいろな意見を聞き、いろいろな資料、実態を把握して、そうして最善を尽したい、かような状況が今の状況でありますから、御意見はもう少し虚心たんかいによく拝聴しておきたい、かように考えております。

○田畑金光君 大蔵大臣に私はこの在外財産の問題についてはこの辺で、質問をこの点に關しましては終りたいと思ひますが、特に私の希望として申し上げたいことは、両院とも政府に對しまして在外財産の処理促進に關する決議案を満場一致採決して政府に善処方を要望しておるわけでありまして、ところが大蔵大臣の御答弁を承わりますと、慎重に考えて行きたいというふうなことで、まことに頼りない感じを禁じ得ません。院の決議を尊重されたいとしますならば、当然時間という問題が大事でありますから、予算上、法律上の措置について格段の努力をお願いしたいと思います。同時に私が今申し上げましたように、朝鮮銀行、台灣銀行の清算業務に伴う残余財産も非常に多額に上つておるわけでありまして、この処理運用等についても諸般の情勢を十分検討されて善処をお願いしたいと考えます。また先ほど追つて資料は提出されるとき、国民金融公庫を通ずる引揚者に対する更生資金の貸出運用等についても、これはやはり弾力性のある考案方、処理されなければならぬ問題だと考えますので、あらためてこれらの

点については別の機会に質問いたしますが、特に大蔵大臣の善処をお願いしたいと思つております。

次に、私若干この際大蔵大臣にお尋ねしておきたいことは、資金運用部資金の運用についてどういう方針であるかということでありまして、具体的に申し上げますと、たとえば本年の三月末に資金運用部資金が七千七百二十四億に上つておりまして、そのうち六千八百五十九億というものは一般の勤労者の預金から成り立つておるのがこの資金運用部資金の状況であります。たとえば昭和二十九年年度の年度の資金構成を見ますと、郵便貯金や振替貯金の預託金が四千五百十四億、簡易生命保険、郵便年金が千二百三十八億、厚生年金保険が千五百億に上つておるわけでありまして、これらの資金の構成といふものは一般勤労者の預金によつて成り立つておるといふことは明らかであります。ところがその一つの厚生年金保険を見ましても、すでに本年度の三月末に一千五百億に上つておる、にもかかわらず、たとえば昭和二十九年年度の予算を見ますならば、厚生年金保険の運用として産業労働者住宅建設資金にわずか三十五億しか政府は運用していない。一年間の利息の半額に相当する予算計上しなしてない、こういうことでは、これはどうも資金運用部資金の性格から申しまして、運用の面において大きな疑問を抱くわけでありまして、今日までの運用の状況についてはほとんどこれは金融債の引き受けであるとか、あるいはまた特殊銀行を通ずる貸し出しであるとか、こういうふうに、要するに金融資本を擁護する部面にしかこの資金運用

部資金というものが運用されてないわけでありまして、こういうようなことを考えたときに、本年度は勤労者更生資金として、いわゆる産業労働者住宅建設等に四十五億の金が流れておりますが、まことにこれはわずかな資金であります。こういうことを見ましたときに、もう少しこの資金運用部資金の運用については、勤労者の福利厚生、あるいは住宅の建設、いろいろな面に積極的な構想がなければならぬはずと思ひますが、この点に關しまして大蔵大臣のお考え方を承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣（萬田尚登君） 資金運用部資金等の資金源と言いますか、あるいは資金の性質から言ひまして、御意見の点はその限りにおきまして、私も、ごもつともな点が多分にあると存するのであります。ただ問題は、この敗戦後におきまして日本の資本が、あるいは資金がふつ飛んでしまひまして、従いまして、どの金もこの金もなく、要するにこれを日本経済の再建に使ひまして、そうして多くの人に雇用の機会を与える、いわゆる職を手えらるというふうに持つて行かざるを得なかつたのであります。また今日においてもなおその必要は決して私減少してないと思ひるのであります。しかししゆとりのできるに應じまして、今申された御趣旨は漸次実現をして行きたい。そういう意味合いにおきまして、たとえば今回の住宅建設もいろいろと御批判もありませんし、必ずしも満足すべき状況ではないのであります。やはりほうつておけないから、こういう方面にも金を出すと、あるいはまた勤労者の住宅にも、前よりも私は苦しい資金の中

でもふやして、そしてこの金を回す、こういうことでもあります。御趣旨はよく私拝聴いたしまして、徐々にそういう方向に持つて行きたいと考えておる次第であります。

○田畑金光君 お話によりますと、とにかく資本蓄積が少なかったもので、産業基礎の確立のためにこの原資を運用して参つた、その点については私も認めるわけでありまして、しかしその運用の内容と申しますすが、あまりにも片寄つて参つてきているのではなからうか。ことにだんだん資本の蓄積も、特に政府のあらゆる特別保護措置によつて、だんだん蓄積されて行きますならば、この資金運用部資金の運用等についても、もう一段と勤労者の立場を尊重する、あるいは勤労者のための運用をはかる、こういう配慮がなされていくべきではないかと思ひわけであり

利厚生機関に對しましてほとんど顧慮が払われていない、こういう事実であります。私はもし大蔵大臣のお考えのよう、だんだんと経済自立に伴うて何らかの措置を考えて行こうという御意思でありますならば、当然労働金庫等に對しましても特別の配慮があつてしかるべきだと考えてますが、この点何つておきたいと思ひます。

○國務大臣（萬田尚登君） 労働金庫が勤労大衆に大きな役割を今日果して、將來果すべきものであるということについては私は同様に思ひますし、従いまして、今後この金庫が健全なる発達をして行くことはこれは望ましいことでもあります。これと今具体的のお話の資金運用部資金の問題であります。ただし短期的のものについて融通を申し上げたときもあるように私も考えております。全然そういう道を閉ざしては行かざるべきではありません。しかしいねがわくば労働金庫自体が今後資金を大いに融通されて、最近は今お話のように百億にも上つて相当資金が充實されつつあります。これらの資金が融通される、しかし今申したように全然閉ざされては行かざるべきではありません。私の考えは、労働金庫ができ、政府としても常に決して等閑に付するといふ考えは持つておりません。

○田畑金光君 なるほどお話のよう、昨年の夏に造船関係の産業が非常に深刻な不況に陥つたので、その当時貸金対策、貸金運搬資金として三億二千万、また年度末には中小企業の貸金対策資金として四億の融資措置がなされたわけでありまして、しかしいづれ

も二十月という短期の資金であります。こういふようなことは、これはそれ自体として見ればなるほど新しいケースでありますて、われわれといたしましては政府の善処されたこと自体を否定するわけではありませんが、非常に微々たるものである、こういうこ

お話のように運用委員会等において十分検討をなされて、関係法令の整備を考えて、たとえば資金運用部資金を労働金庫に将来預託をするとか、貸し付けるとか、こういうような方法を考えられないかどうか、このことを質問しておるわけです。

とであります。これはまたこの融資の場合におきましても、直接労働金庫に融資されたということではなくして、府県、地方公共団体を通じ、地方公共団体から労働金庫は借り受けておる、こういうような形を組んでおるわけで

○國務大臣（萬田尚登君）今のところ直接には融通をする道ができないようでありまゝ。それで間接的ということになつておるわけでありまゝ。なにおそいういふ点について検討を加えてみることにいたします。

あります。それです。また具体的にお願いしますと、この夏に政府は労働金庫を通じ貸金遅欠配資金等に對しまして融資をする道を考えていないかどうか、これが一つ。さらに今後資金運用部資金の運用等に關しまして関係法令令

○田畑金光君 それは大蔵大臣も、今御答弁を聞いておると非常に不勉強で、おわかりにならぬようです。私は先ほどから申し上げておりますように、閣下係法令を整備されて、その道を、そういうような方法もとるように善処願ひたい。

を整備されて、もう少し、いま一段と資金運用部資金等を、労働者の唯一の金融機関であり、今日大きな福祉厚生部面において役割を果たしておる労働金庫に對しまして資金運用部資金等のあるいは預託、貸付等について構想を

たい、こういうことを申し上げておるわけがあります。この点に關しましてはいろいろ質問もありまするが、また後の機会に譲りたいと思ひますけれども、ただ大蔵省として、大蔵大臣として考えていただきたいことは、本年の

お持ちになっていないかどうか、あらためてお尋ねいたします。

○国務大臣（一萬田尚登君） 資金運用部資金の運用については運用委員会もありません、いろいろ検討を加えるのではありません。そのほかの方面に出す

一月でありますが、大蔵省の銀行局では、銀行局の局議としては、たとえ社内預金の禁止ということ掲げたわけです。それは要するに昨年の二十国会でありますか、で通りました例の保全準備金と日本預金庫、ああいう不

ときもそうであります。が、使途等について具体的な場合に検討を加える、従つて労働金庫の場合におきましても具体的な場合ができてお話しができれば、それら検討を加えてよからうと、

健全な金融の経験に徴して、あれは何という法律でありましたか、出資の導入、預り金及び金利等の取締等に関する法律、この法律に基いて社内預金を検討されたわけでありまして、ところが

○田畑金光君 私の質問は、具体的の場合もありますが、もう一歩進んで

結果企業が倒産する、その結果従業員が会社に預けていた預金もふいになっ

てしまふ、あるいはまた会社更生法の

権と同様にたな上げになってしまつた、こういふ事例が今甚多いのであつた。そこでこの社内預金についてでは再検討を加えよう、こういうわけでは再検討という方針をとられたはずで禁止するという針をとられたはずで

ありまするが、いつの間にか龍頭蛇尾に終つて、この大蔵省銀行局の方針は流れてしまつてゐるわけでありませう。だんだん聞いてみますると、これは財界からの強い反対に會うていつの間にか大蔵省は財界の前に屈服してゐるわけ

けであります。どうも私たちが見ますと、こういうような点はまことに大蔵省の態度として遺憾さわれる点であります。労働金庫がだんだん強化して発展してくると、とにかくこの発展を阻止しようとする動きが政府部内の中

にもあるわけであります。外部の財源からの圧力に屈して、労働金庫を健全に育てる、伸ばして行こうとする努力が政府にもないのでありますか、非常な少いのであります。消極的であります。こういうことを私は見ましたとす。

き、大蔵大臣としては、いま一段と受
 働金庫というものに対する認識、理解
 を含めまして、私が先ほど申し上げ
 ように、今の資金運用部資金の運用
 を見ますと、勤労者の金から成り
 立っております厚生年金保険の運用等

息の類すらもが勤労者のために運用されてない、まことにこれは不公平きわまるへんばな政治であると考えます。でありますから、私はどうかつ大蔵大臣ももう少しこういふ面について、勤労者のために、

福祉施策の面において一段と御配慮をお願いいたします。

○木下源吾君 同僚委員のせつかく質

問中でありましたか。二つ三つ読んでもらいたいと思う。というのは、先般来九州、東北、最近また北海道、こういうように災害が相次いでやって来てるおる、これは例年よりも早い。台風、季節じゃないのであります。そこでは

てているとは思いますが、まあ最近北海道の一番新しいところ、道側からの情報では九十億ぐらいの損害を受けておる、そうして公共的な、つまり国の直轄の面で約五十億近く、あとは地

方關係で四十億、こういうふうになつておる。こういう損害に対して、当然政府は進んで従来の災害の例によつて応急の立法をせねばならぬのじゃないかと、こう考えるのでありますが、きつそういふような御準備がなされてお

るかとうか、私この際伺いたい。
○国務大臣（一萬田尚登君） 今私どもは災害について、まことに不仕合せなことでございますが、今後考えて行かなければならぬと思いますが、今日のところは起った災害について、大蔵省

としてはできるだけ従来に比べて早く金を出すように、そうしてこの復旧を早くしよう、かように考えているのが現状であります。

○木下源吾君　大蔵省はできるだけ十

が、従来の例によると特別立法を必要とするものがないふあるんですよ。そういうのを従来は議員立法でやってやりましたが、もう政府が進んでおやり

えておるのでお尋ねしておるわけ
です。

○國務大臣（一萬田尚登君） まあ考え

人としての第一に被害の手配についてできるだけの手を打つべきだと思えます。ただこれもなかなか実務問題になりますと、非常にむずかしい点も御存じの通りございまして、かつまた最近の財政の状況も決して豊かでありま

せんに、こういふふうな状態ではないか、と、
の制約を受ける、がしかし、私は今後
治山治水と言いますか、こういう方面
には非常に重点的に考えて行きたい、
かように考えておる次第であります。
○木下源吾君 いや、そういう一般の

方針というよりも、現実には、たとえば食糧供出代金の延納であるとか、あるいは農家に融資しているものにこれについては従来米議員立法で災害に対してやっているわけです。まああなたはお

○國務大臣(一萬田尚登君) 一般的に知りにならないかも知れませんが、それはきまりきつておるのでありますから、政府の方で進んで法律を提案さるる御意思はないかということを開いておるのであります。

申し上げますれば、災害の特にひどいところには、その補助率を上げるような法律案の今御審議を願つておるわけであります。なお具体的にはこれは農林省、建設省、いろいろの現地の、ある

いは運輸省も関係しておりますが、それぞれは行政庁で、直接にこの仕事に
関連があるそういうところは十分調査
をいたしました、具体的にこれをどう
するかという相談も大蔵省にあろうか
と考えております。一般的にそうい

法律は今国会に提案されておりますん。

○木下源吾君 私には特に大蔵省ばかりに要求するわけはありませんが、結局のところ、資金の問題になりますと、みな大蔵省に関係してくるのであります。従つて議員立法いたしましたも、大蔵省の方で資金面をどうだと言われれば、何とも今までの例だと困難なんです。それであなたに、これは大蔵大臣にお伺いしておるわけです。各省からそういう措置を講ぜられてあなたの方へいろいろ連絡があつてしかるべきだと思ふのだけれども、まだないとするならば、これは早くそういう手順をあなたの方で促して行くくらいにしてもらいたい、こう考えるのです。それにいたしましては災害復旧に対する予算です。すなわち予備費ですね。これは一体本年度は従来の例にかんがみて、災害に対してはどのくらい一体お見込みになつておられるか、それをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(一萬田尚登君) 大体予備費は御承知のように八十億しかありません。まあ大体五十億程度と私は考えております。

○木下源吾君 すでに八十億よりないということになれば、今までの災害で、すでに足りるにすぎればそれで足らぬわけですよ。九州、東北、北海道の方です、これからのいよいよ、きょうの新聞でもごらんのように、台風第七号というよりなもの、本土にはまあないと言つておりますが、これからの本物がどんとやつて参ります。それでそういうよりな時期に向つておるのに、そういうくらの予備費で一体何をなさるといふのかな。それはできなければ、どういふことをおやりになるのですか。まあそれは

先のことですから、今のでもう足りませんよ。これをお伺いしたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) これはまあ災害はできるだけないことを祈りますわけでありまして、まあしかしこれはいかんともいたし方がありません。いよいよ大きな災害でもくれば、これはまた別個その際は考えなくてはなりません。

○木下源吾君 では北海道の今国の直轄の分だけでも五十億、これはおやりを願ふのですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 今のところ私はやれると考えております。

○木下源吾君 それは非常にやつていただければ……。今のお話で私は意を強うするのでありますが、早急に今必要なことはつなぎ融資です。このつなぎ融資だけでも約二十億近く必要だ、こういうことになつておられますが、この点はどうか、何とかめんどうを見ていただけますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 今厳格なところは……、それぞれの現地の官庁の申し出もありますし、また査定も必要と思ふのであります。今回はまあなるべく早く、あまり査定させて時間をとつておるよりも、早く出したらよからうという意味合いをもちまして、まあ概算的になります、大体建設省の資料に基づきまして早く出す。従来は現地の調査を待つてやつておつたのであります。大体建設省の方で、まあしかし金額は内輪になります、一応早く出す。そのうちに、やつておる間にまた精密な調べをする、こういうふうなやり方をいたしたいと思つております。

○木下源吾君 まあ大臣は非常に災害に対しては御同情的であつて、私は感謝するのでありますが、今度の災害についてはぜひ一つ各省を督促をしまして、そうして特別立法の必要なものは早くそろえて出してもらう。議員立法とかいうことでやるならば、議員立法で早く出してというのを示唆をうえてもらふねと、今あなたのおっしゃつた趣旨には沿わなくなるのではない、まあそういうふうに考えます。そこでいづれにいたしまして、九州でも東北、北海道でも、特に北海道は御案内の通り、昨年の春の暴風雨、それから冷害、それから霜害、それから大雨、それに今度は経済的にはニシンがまるでとれない。本年もニシンが全くとれない、こういうような苦況にありますが、もう村落に行けば、どうしてやつて行くか、全く生活の保護にすがつても、それはやつて行けないというやうな窮状のところが多々あるのですから、一つ早く手を打つてもらいた

次にお願いしたいのですが、時間も私一人でたくさんとれませんから、私は簡単な二、三のものをお伺いするのですが、公務員給与、これはストップになつてからもうずいぶん久しいのですが、人事院が勧告したのも大蔵省でそのまま延ばしているものがある。特に昨年の勤務地手当ですね、こういうものでも、人事院から勧告されてもまだそれをやりっぱなしになつておる。この給与についてはただ上げないのだ、物価は横ばいとか何とか、そんなことを言っているのですが、實際は生活の面では当然上げなければ、法律で

も上げなければならぬことになつていくのですが、これについてはどういふように根本的に一体大蔵大臣は考えているか、それを一つ承つておきたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) まあ私の考えの基本的な点は、御承知のように物価との関係であるのでございまして、物価を下げたて行く政策をとり、また事実下りつづつある、少くとも横ばいの状況である。今後二、三年は年平均で物価を上げて行く、こういうような政策、いわゆるデフレ政策、こういうふうな状況であるのでありますから、全体の社会情勢を勘案いたしまして、にらみ合せて、そうしてお苦しいことは重々承知しておりますが、給与の方は一応現状を維持して行く、こういうふうにはしては他の機会に申し上げたのであります。給与を上げる。それがまた物価を騰貴させるといふやうな方向にかりになりますれば、これはやはり勤労大衆が一番損失を受ける。勤労大衆の一番好ましいことは物価が安く安定をするということに、一番私はあるといふやうに考えております。それが同時に経済の繁栄を来たす道でもあり、雇用の機会が同時に多い、こういうやうな考えが私の本旨で、決して公務員等、あるいはその他勤労大衆の給与が今日満足すべき状況にあるとかいふのではありません。考え方としては今のやうな考えを私はとつております。

○木下源吾君 その考え方については別に大いに意見を闘わしてみたいと思ひます。私たちはそう考えておらない。しかしそれはそれで別の機会ではないのですが、当面人事院の勧告をしたもの、法律に従つて勧告をしたものをそのままにしておくといふのは、あなたのお考えはお考えとしてもよろしいが、法律に一体従わないといふのはどういふわけですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 決して法律に従わないといふ考えは持つておりません。大蔵省としてはそういう法律規則に準拠してやつていくつもりで私はいたしてあります。お話を点はおそらく地域給の問題かと思ふのであります。この勧告についてはそれは予算の措置もたしかとて出しておると思ひます。

○木下源吾君 その点について予算措置をとつておると今おっしゃつたが、これは事実でございませうか。

○國務大臣(一萬田尚登君) あるいは私の発言が間違つて悪いですから、これは給与担当の閣僚、あるいはその方の政府委員が参りますから、どうぞその方から……。

○木下源吾君 別のことをもう一つお伺いしますが、今日はこれだけにしておきます。この日中貿易の支払協定、この点については、私はほかの機会に、大蔵大臣は支払協定を、つまり日本の円で取引ができるやうに、具体的に、ざつとばらんに言へば、そういうことに努力している、総理大臣もそういうやうに言われているやうに思つてゐるのではありませんか、この支払協定については、どういふやうに考えておられるかどうか、またそういう準備をしておられるかどうか、端的に言へば、中国から物をこつちへ買つて、それでその代金を日本銀行に口座を設けて積んでおいて、その金でこちらから物を買う、

こういふような、簡単に言えば、そういう形の支仏協定を中国はこの前言っているように聞いているのですが、こういうことならば何も国交の回復、そういうものがなくても、他の国ではやっている実例があるのであるが、こちらの方でどうしてそれはできないのか、まだできないではない、おやりになるというお考えがあるならば、どういう順序でこれを実現されようとしているのか、これをつだけお伺いしておきたい。

○國務大臣（一萬田尚登君） 私は日中貿易の支払い、これはごく経済的な関連で考えれば、そうむずかしい問題ではないと私は思っておりますので、これは話し合いによつて、そう一般の人が考へておるのと違つた方法じゃなくともいいと思うのですが、ただ問題は

やはり外交問題、そういうことにやることによって生ずるものもろの外交関係、ここに問題があると私は思います。そういうふうな取引をするのは、どうしてもやはり外交関係を進行しなければという考え方になり立っているわけでありす。まあ金ポンド決済になつておりますが、これを円決済にという、これなんか私は検討に値する、検討してよからう、こういうふうな考えを保持しているのであります、そういう取引の方法論におきまして、今申しましたように、外交関係、複雑なことがあるので、それらの点について外務省で十分御処理があれば、これは私は割合に簡単に行くのじゃないか、こういうふうな考えております。

○木下源吾君　今のポンド関係でやっているからやれないこともないけれども、これは金のたくさんあるものではない。

いとできないのです。今の円関係で行つて、日本銀行へ口座を設けて、それを取引しようということになれば、小さいものでもやれるのです。中小企業と言いますか、そういうものでもほとんどんやれる。従つて貿易の量も、お互いに必要なものの交換も多くなる、こういふような実際実情になるのであ

りますから、外交問題がどうこうと言われまふけれども、外交で今腹ふくくれるわけじゃない、実際のところは……。必要なものをやはりみんなほしい。お互いがそれを交換することが国民の生活に直接響くのでありますから、この支払協定に関する限りは、そう外交問題がどうこうなどということは私はななと大蔵省の方で何か押えているのじゃないか、そういう関係で……。

○國務大臣(一萬田尙登君) 大藏省が押えているというわけでもありませんし、日本銀行が押えているというよりもそこに問題があるのであります。中央銀行がこういうような支払協定の相手方になることが、今日の國際情勢において、あるいは國際法の上においていろいろと問題があるわけで、そういうような關係から、従いまして、先ほどお話の円決済にいたしましたでも、一俵だれが日本側の相手になるかという点にやはり問題があるわけで、そういう点が解決いたしますれば……、それだけ日本銀行というわけにいかぬ、それならはほかの人でいいかというところ、それはそうもいかぬ、そういうところに問題がある。ですから私はすみやかに、こういう点について國際的ないわゆる外交上の点を早く私はきめてほしい。少くとも最小限度、たとえば支払

○木下源吾君 まるでよその人のことを言っているような大蔵大臣の答弁ですが、国民がそういう要望をしていることに對しては、積極的にやはりこうしてやろうか、ああしてやらなければならないかぬということを考へてやるべきであると思います。國民と外務當局というものが別々になつていいいのか、政府といふものが別々になつていいの立場で、何とかするときは何とかかしてやろうという、そういうことではないのではないか、こういうふうに考へておられますが、進んで隣の國との貿易を積極的に伸ばしてやろう、そういうことの考へはおありにならないのかどうか、それがそういう考へがあるかどうかとするならば、進んで政府當局としては、民間の取引に便利のように、民間の取引が支障なく進むように、何も日本だけ国交回復をしなればなんともない……、ほかの國では国交回復しないうちでもやつておりますから、日本がほかの國でもやつておりますから、日本がほかの國でそういうことを何もほかにならぬ点をお尋ねしておるわけです。

○國務大臣（萬田尚登君） その点にはやはり私は今日日本の複雑性があると申すのです。中共があり、日本の承認する台灣もありますし、いろいろなとかく單純な關係と違つた複雑な關係にあると思ひます。ただ私は經濟人、あるいは經濟閣僚としたしましては、

少くも自由国家、自由国家群の他の国々がいろいろと中共との間の貿易の発展を期する、少くともそういう程度はやつていいのじゃないかという考えもある。方々、まあ、特に一番近い、地理的にも近く、永い歴史を持っている国でもある、それが特ににそういうことにおいてはありますが、特に制約のもとにおかれるということとは私はなくてもいいのじゃないか、他の自由国家等がやつておる程度なら、これは今日の国際情勢でも実現し得るようになつてい

きりしてきたのだが、他の自由国家です
ね、イギリスあたりがほとんどやっ
ているのに、他の国家なみにというな
らばそれでけっこうなわけなんです。
それがいいところと問題があるところ

戦争をふつかけられるとか何とかいふ立場じゃない、自由主義国家がやつておる程度のことをするのですから……それをお尋ねしておる。大蔵大臣も一つ進んで支払協定でもやつて、代表団がそれをみやげに持つて、日本政府もこういふようにして今度われわれとやれるのだということで代表団を送るくらいのも、そのくらいの考えをお持ちにならぬかどうか。

○國務大臣（一萬田尚登君）　これはや

はり政務といふは、外務大臣、通産大臣等において特に考慮を私うべきものであります。また大いに蔵大臣としまして、いろいろなことが出来るような客観的な条件を整へる、私はそういう点の努力に対して力をする、こういうふうに思つており

ます。

○長島銀藏君 私は納税義務の問題で、ごく小さな問題なんですが、大蔵大臣に一、二点伺いたい。税金の納付に因りまして、現金がないために不動産を他の物を売却する。場合によると親兄弟の名義のものまで納税義務を履行すためにこれを売却して納税に充てる、その場合に売却したその土地、不動産というものに対する譲渡所得がかかる。その譲渡所得の課税に対して、またさらに次の不動産を売却しなければ義務が果せない、こういう実態が多々ございます。これに對しまして納税額に相当する分だけの額は免税措置をとってもらいたいと、私はこう考へるわけでございます。大蔵大臣は、ういうお考へえを持っていらつしやいますか。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは納税技術のことにも関係いたします。他のいろいろ関連も考えなければならぬ。今同私はごく近いうちに税制について専門家の調査会を作り、それらのいろいろな点について大きくこまかく税制を再検討する。そして各方面の意見を十分取り入れたらつばな税制をとって行く、そういうことを取り急いで来年度の予算にもいろいろ取り入れて行きたい。そういうふうな税に關しては御意見については十分遠慮なく言つていただいて、十分書きとめて調査会に反映させるようにいたしたいと思ひます。

○長島銀藏君 この問題に對しては、とにかくこれは立法する、議員立法か、あるいは政府提案にしていただくか、その他の点につきましては実は主税局長ともいろいろ相談したりしてあるわけなんです。これによつて一面には納税義務の履行が促進されるという観点からぜひ進めて参りたいと、かように思つたのでございますが、こういう点につきましても大臣の御意見はいかがでございましょう。

○國務大臣(一萬田尚登君) 十分そういうふうな御意見も取り入れて行きたいと思つております。ただ私は税制といふことは総合的にやらなければならぬから、政府としてやはり立法をするといふのがいい、こういうふうにかえております。

○千葉信君 先ほど木下委員の質問に對して、大蔵大臣の方から予算折衝を講じておらない問題について予算措置を講じているという答弁がありました。これは私は大蔵大臣の不勉強といふことで、この際はこの問題を取り上

げるつもりはないのですが、しかしこれは大蔵大臣としてももう少しこういう問題について真剣に勉強してもらわなければならぬといふことを当然要請できると思ひます。もし先ほどの御答弁のような結果から行けば、実に不勉強しきつた答弁を平気でやるようなことは、實際この問題のために苦しむ公務員は、大蔵大臣の答弁を聞いたあつては済まないのではないかと思ひます。むしろ憤りよりも情しみを感ぜさせようと思ひます。しかし私は大蔵大臣にお尋ねしたいことは、先ほど大蔵大臣は、自分は給与の問題については物価との関連でこれを考へて参りたい、そうしてイタチごつこつをやるような格好の給与改訂をやるよりも、なるべく自分としては物価を引き下げるといふ方向、あるいはまた税の処理の問題を通じて、できるだけ実質賃金を上げる方向に自分としては考へておる。これは私は大蔵大臣の一応の御意見として聞いておきますが、しかしここで私のお尋ねしたいことは、今の物価の状態と、それから給与の決定されたときとの物価の状態とは非常に違つておる。おそらく大蔵大臣はそういう点についてはつきり把握されてはいないかもしれません。申し上げますと、今の給与を決定しました基準といふのは、二十八年の三月の物価を基準にして決定されております。ですからもう二十八年の三月の物価の水準からいって、もし政府の考へておるデフレ政策なり、もしくはさつきお話がありましたように、なるべく実質賃金を引き上げるといふ政策等が逐次成功し、もしくは成功の可能性がつきりして

おる場合には、ところがそうじゃなくとも二年も経過しておるのにちつとも物価は下らない、下らないどころじやない、今はつきり政府の方から発表されておる数字によつても、これは経済審議院、それから国立国会図書館立法事務局の方から発表されておる数字によりまして、その給与を決定した当時の物価の状態から言ひますと、はつきりここで九・二%という高い物価状態が持続しておる。つまり結論から言ひますと、給与をきめたときの物価の状態に比べて賃金はそのまま据え置きになつておるのに、横ばいといひ水増しの物価が持続しておる。こういう状態に對して、大蔵大臣としては将来政府の方針なり、もしくは大蔵大臣の考へておられるような実質賃金の引き上げといふような問題をかりにやるとしても、過去二年間にわたつてこういう物価と賃金との間に開きを續けておる、こういう状態に對して、やはりこれは政府としてこの問題を処理しなければならぬ責任を持つておると思ひます。大蔵大臣はこれに對してどういふふう

に処理されるつもりか、承わりたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) この二十九年の一月ですかにベース・アップをして、それから後は大体物価は横ばい、それからまた社会一般の生活状況等から考へまして、同時に財政も非常に苦しいものですから、御無理を強いておる点もこれはあるかもしれません。御しんぼう願つておるというのが実情であります。何も公務員の給与が現状で満足すべき状況といふような考へは毛頭持つておりません。ただ何さま国全体の財政も考へなければならぬ、そ

ういふふうなことで苦慮いたしております。なお先般おしかりを受け、はなはだ私も恐縮をいたしておるのでありますが、アルコール専売の地域給のこと、が予算編成の當時頭にありまして、これは予算に計上いたしておる。ただこれは今聞けば人事院の勧告ではなくて、公共企業体労働委員会の裁定に基いておるということ、これは私はよくこの關係が……違つたかもしれません。これはアルコールの……、一般の何は、地域給の改訂につきましては人事院の勧告もありましたが、この問題については、根本的に地域給については再検討をしたいと、こういう政府の方針でありますので、目下公務員制度調査会において勧告の処理、今後の地域給の制度のあり方等に検討を加えて、その結論を待つて処理したいと、かようなのが政府の方針であります。なお詳しいことは、給与担当の閣僚から適当な機会に詳しく申し上げることにいたしたいと思ひます。

○千葉信君 大蔵大臣の認識の点が問題になると思ふのです。二十九年の一月に給与の改訂が行われたのは、政府の都合によつてそのときまで延びて、二十九年一月から改訂されておる。しかしその二十九年の一月に決定した給与の決定の基礎になつておるのは二十八年三月の物価です。ですから二十八年の三月の物価を基準にして、二十九年の一月に政府の都合によつて延びてきめられた。しかも約八カ月もずれてきめられた、その給与の決定の状態は、残念ながら人事院の勧告によつてきめられていない。四・六%低い水準できめられておる。二十九年の一月にきめられたときは、いいです

か、しかも四・六%低くきめられた。給与の基礎になつておるのは二十八年の三月です。ですから二十八年の三月の物価の状態から検討をし直して行かなければならぬ。ですから二十九年の一月にきめただけで、基礎になつておるのは二十八年の三月ですから、三月のそのときの物価と、その後の物価の推移の状態を勘案しなければいけないのです。ですからそれを勘案する九・二%の物価の上昇があるといふことです。ですからこれは給与を改訂した二十九年一月から以降の物価がこうだからと言つてほうかぶりをすることは許されぬ、この点を大蔵大臣は十分認識して、この問題に對処しなければならぬと思ひます。

それからもう一つ。地域給の問題についても御答弁がありました。が、私もその予算の措置が講じられていて、その問題は知つております。アルコール専売の仲裁裁定が行われて、そうしてその結果、政府の方としては最初、のまない態度をとつておつたが、地方選挙のあとではアルコール専売の仲裁裁定をのみ、仲裁裁定の予算措置を講じ、仲裁裁定で年間七百七十万円の予算措置を講じて、アルコール専売、アルコールの仲裁裁定をのんだ、これは地域給の仲裁裁定。ところがこれは労働委員会における仲裁裁定、だからのんだと言ふことを言つてしまつてはおられない、どうしてかと言つと、このアルコール専売の仲裁裁定の中身は、昨年の五月に人事院が勧告した地域給の実質的な中身なんです。いいですか、アルコール専売の裁定は離れたもの

でなくて、人事院から勧告された、その勧告の中に含まれているアルコール専売の職場のありとを、これがつまり今回政府によって、大蔵大臣がさつきおっしゃったその予算の措置を講じたという規定の実施です。ところが今度は、その問題に関連してまた別の問題が起つてきている。それはどうしてかと言ふと、中身は人事院の勧告ですから、従つて五つ六つのアルコール専売の工場のある地域ですね、その地域の諸君は、同じように他の公務員諸君なんかは人事院勧告を受けておる、ところがその中で、アルコール専売の職員だけが他に比べて一級とか、二級上つておる、ですからその地域の諸君は、アルコール専売の諸君を除く他の職員はおさまらない、こういうへんばな扱いを今度は政府がやったという事なんです。ですからこれは労働委員会の仲裁裁定とは言つても、中身は人事院の勧告なんだから、従つてその人事院の勧告の一部をどつかの都市、どつかの職場にこれを実施する以上、その他の職場なり、その他の公務員との不均衡が明らかに政府の措置によつて起つてきているのです。給手がある程度の水準に上げなければならぬのは当然ですが、一番給手の問題にとつ組まれた場合に考えなければならぬことは、公平にやるということなんです。それが今度は完全に不公平になつております。ですから今の地域給の問題については、大蔵大臣としては、予算措置について将来考へてみるというより、御答弁がございましたが、今日こういう不均衡が起つて、不公平が起つておるわけですから、これは一体大蔵大臣

としてはどうするつもりか、この点を承つておきます。二点の御答弁を願います。

○國務大臣（一萬田尚登君） 一点の点は勧告を受けたときの物価の維持ですが、大体従来勧告は、実施はされていくような実情です。そしてそのようにずれていくときに、大体実施の時をとりましているのが従来の例にもなつていくのであります。まあそういうことがいふのかどうかという御議論は、これはやはり検討の要はありましようが、大体従来はそういうふうになつていく。そしてその点からみると大体横ばい、水準はほとんど動かないという状態になつていっていると思ひます。なおもう一つは、裁定の問題であります。これは今申し上げましたように、私の考えは、これは一種のいろいろと考へてみる一つの過渡期ですか、そこでもまあ公平でなくてはならぬこともござんですが、どうも私は何かこうしろとでなければならぬ、そういうことをあれこれ言ふことではないと思ひますけれども、私どもとしての考へといつても、ここでやはり考へてみる必要があるという考へがある。そこで公務員制度調査会にかけまして、そしてその結論をみてからにしよう、というふうな考へ方になつていくわけでありまう。ただ一方アルコールについては、公労法の所定の手續で裁定がありましたから、私は予算措置を一応やると、こういうのであります。

○千葉信君 第一点の問題ですが、大蔵大臣の認識は実に私は怪しいと思ふのです。なるほど従来勧告の実施されることが遅延したことはしつちゅうあります。これは決していい、悪いの問題じゃなくて、結果としてそうなつてしまつたのでしう。しかもそのおくれで実施をした、その実施の時期の物価なり、民間の賃金を基準として、その次の改訂すべきか、据え置きにすべきか、これをきめるということは全然それは誤りなんです。ですからこれは人事院の勧告を受ける考へ方も、たとえば二十八年度の三月なら三月の物価を基準として勧告をした、その次に一俸勧告をすべきか、すべきでないかという考へを考へるときには、給手を改訂された二十九年度の一月じゃなくて、二十八年度の三月の基準、これは当然です、そういう態度をとつていられる。ですから政府も、そういうその二十八年度の三月の物価を基準にして給手を決定しておきながら、今度は二十九年度の一月に実施をしたのだから、二十九年度の一月の状態を基準にして、その次の問題を考へればよいということ、これは當てはまらないのです。これは筋としても通らないことは大蔵大臣おわかりと思ふのです。おまけにさつき申し上げたように、ずれて二十九年一月に決定したその時でさえも、政府の都合で四・六割低い水準で決定されている。それらをなおさらに二十年八月の三月の基準にさかのぼつて検討を加へなければならぬ。それから物価の情勢がどうなつていくか、民間賃金の状態がどうなつていくかということも考へなければならぬ。これは筋の通る話だと思ふのです。その点を大蔵大臣から重ねて御答弁願ひたい。私はこれ以上あまり追及するつもりはありませぬから……。

○國務大臣（一萬田尚登君） 私も御意見はよくわかるのです。わかりまう

が、そうしてほんとうに財政が許せば私はやりたいと思ふのです。ですからけれども、何さま財政も苦しいものですか、そういう点も少し御考慮願つて、同時に民間等の賃金に与える影響等も考へて、まあ私にいたしまして、これは公務員制度調査会にかけてやつてもらつておきますから、いずれ近いうちにまたいい案が出るものと、かように期待しております。

○千葉信君 何でもかんでも公務員制度調査会に逃げ込もうとしていられる態度がどうも露骨になつていられるので、この点私も大いに不満にたえないのですが、しかしここで大蔵大臣にはつきり言つて置きたいことは、大蔵大臣も私もその話については筋が通つておることはわかる。大蔵大臣もあながちその趣旨に反対ではない。そこでその予算が許さないから給手の改訂の問題はなかなか思ひにまかせないというところには予算の關係があり、財政負担の問題があるから、なかなかこの問題は慎重に処理されませんが、しかし処理されない最も大きな理由として、今年はとにかく何とある程度、たとえば一月から二月、三月、こうずつて行つて、そして年度の更新近くにその問題を処理することになれば、その年間の負担分については予算額はぐつと少くすることが出来る。しかし何といつても、今年はいけれども、来年の財政負担がそうなると大へんだというのが從來非常に大きな理由になつて来ております。いいですか、ところがそういう今の物価の状態に、今の公務員の給手のアンバランスの状態が、大蔵大臣によつても、政府としてはそれは何とかしなければならぬ話だということ

になりますれば、少くともその最小限度、はつきり毎月一割程度の不利益な状態にあるのだから、物価が横ばい、下つたといつても、その状態でもなおかつ九・二割も、つまり一割近くも毎月不利な生活をしなければならぬのですから、こういう状態に対する給手を改訂する、しないは別としても、たとえばこの間も期末手当の問題、あるいはまた十二月の期末手当の問題、もしくはその中間における赤字を補てんするとか、借金を穴埋めするといふ格好の給手の支給という問題、つまり一時的な給手の支出問題です。これはもう当然やらなければならぬ。つまり一年間その状態が続けば一割程度のものが一年間続けば、これは完全に十二割も、本人の俸給から見ると、本人の俸給の一月分以上の赤字が生じて来ることははつきりしてあります。政府の資料統計においてははつきりしてあります。こういう点については大蔵大臣も少し、ついでこの間のこの問題に対する態度のようじゃなく、もう少し私の話が筋が通つていてわかるというのなら、これに対する処理の方法はもつと積極的にやるべきだと思ふ。その点について大蔵大臣からあらかじめ御意見を承つておきたい。

○國務大臣（一萬田尚登君） 御意見はよく承つておきます。私も決して勤労大衆について考慮がないわけじゃないのです。ただ私は今のところは、そういう点でなるべく所得税等の税額を少しでも給手所得者の案のように、また苦しい財政であるから、そういうよりな方法も今年から打ち出して見たのであります。しかしほんとうに言ひまして、やはり働く人のほんとうの協

になりまうれば、少くともその最小限度、はつきり毎月一割程度の不利益な状態にあるのだから、物価が横ばい、下つたといつても、その状態でもなおかつ九・二割も、つまり一割近くも毎月不利な生活をしなければならぬのですから、こういう状態に対する給手を改訂する、しないは別としても、たとえばこの間も期末手当の問題、あるいはまた十二月の期末手当の問題、もしくはその中間における赤字を補てんするとか、借金を穴埋めするといふ格好の給手の支給という問題、つまり一時的な給手の支出問題です。これはもう当然やらなければならぬ。つまり一年間その状態が続けば一割程度のものが一年間続けば、これは完全に十二割も、本人の俸給から見ると、本人の俸給の一月分以上の赤字が生じて来ることははつきりしてあります。政府の資料統計においてははつきりしてあります。こういう点については大蔵大臣も少し、ついでこの間のこの問題に対する態度のようじゃなく、もう少し私の話が筋が通つていてわかるというのなら、これに対する処理の方法はもつと積極的にやるべきだと思ふ。その点について大蔵大臣からあらかじめ御意見を承つておきたい。

○國務大臣（一萬田尚登君） 御意見はよく承つておきます。私も決して勤労大衆について考慮がないわけじゃないのです。ただ私は今のところは、そういう点でなるべく所得税等の税額を少しでも給手所得者の案のように、また苦しい財政であるから、そういうよりな方法も今年から打ち出して見たのであります。しかしほんとうに言ひまして、やはり働く人のほんとうの協

力がほしいのです。ですから、そういう大きな見地からもここでいたずらな無理も困りますが、お互いに国全体として調和を取りつつ、人口も大いのですから助け合つて行きたい。そういうふうな見地からこういふふうな話を十分承わつておきたいと思ひます。

○木下源吾君 実は私先ほど、給与問題に対して別な機会でも、こう申したのでありますが、今、千葉委員との間においてだんだんお話になつておるのを聞いておりますと、これはやはり聞いておく方がいと思ひます。今の給与は二十八年の三月の物価により、これは人事院が人事院の規則によつて調査をしてやつたものです。ところが今お話を聞くと、その後物価が横ばいだと、こう言つておられる。それはまあある物の卸売の価格はあつたはさうかも知らん。小売はちつとも安くなつておらん。小売はこれはあなたも承認されると思ふ。現に今や米が幾らですか、百八十五円しておるでしよう、百八十五円。去年、おとしは何ぼしておつたか、その当時おそらく百五十円くらいです。それで、そんなことでは私は水かけ論になると思ふ。公務員制度が、今調査会のあなたが何か答申を待つておる、そんなものは何のためにやるのですか、人事院があるのだ。それは国家公務員はちゃんと公務員法に基いて、これは一九四七年の五月です、一方においては公務員は国民に対する奉仕の義務があるのだからストライキの権利やそういうものは取つてしまふぞ、そのかわり政府は公務員の生活は保障する義務を負ふ、こういうマッカーサー、その当時はマッカーサーです。覚書によつてできてお

るでしよう。そして日本の公務員制度を民主化するためには法律によつてきめて、当然働いたものは働いたものだけとり与えるというこの制度を確立してきたのであります。ところが今のお話を聞いておると、こういうことになる、財政が苦しいから。これは封建時代の給与制度、体系です。親方がふところ工合で、自分は料理屋に行つて

ぜいたくをして、金がこんだけしかないからこんだけ、これは封建的給与体系です。その封建的体系の方向に今戻さうとしておる。戻していつて、そのために調査会なんというものを別な方からすべり込ませて法律化しようとしておる、それは大いなる誤まりだ。私はさういふことは基本的に私は政府の態度がいけない。なぜならば一方において公務員法は厳然としてあるし、人事院が独立の機関としてあるのだから、これが一年に一回、国会あるいは政府に報告の義務を負わされておる。勧告の権利を持つておる。この勧告をなぜ無視するのか、これをお聞きしておるのであります。あなた方があなた方のお考えで給与体系を封建的に引き戻さうといふのは御意見としてはよい、かまわないけれども、現存しておる公務員制度は、今申し上げるように日本を民主化するために自分の働いたものは金を権利として取る、これを支払う義務が確立しておる、これがいわゆる日本の公務員の民主化の制度なんです。これをなぜこれに従わないのか、こういうことをお聞きしておる、それを今あなた方があなた方の考えで金がないから払えない、これは昔のやんちゃといふものです。さういふこととてなしに、今、千葉君の言われてお

るのは、じゅんじゅんとしてその制度の内容についてお伺いしておるのですから、もう少しはじめに公務員制度の給与制度に対しては、取つ組んでもらわなければならぬ。これは政府全体に何ですけれども、経済関係、特に大蔵大臣はこれ一つ考えてもらわなければならぬ、それを私はお尋ねしておる。

○国務大臣(一萬田尚登君) 私はですね、あるいは私の言葉が足りなくて御理解を得なかつたかと思ふのですが、この財政が苦しいからどうこうというのではなかつたのです。いわゆる財政が案であればまた考えようも十分いくが、やはり財政が苦しいという点には、さういふものの実現にやはりいろいろな苦勞があるというのを申し上げたので、私はこれでどうするといふのではない。またこの物価問題も、卸物価は御承知のように昨年度純粋に相当下つております。まあ消費者物価が去年の一月あたりからとりまして横ばいになつておる。かように私は考えておるわけですが、先ほどからしよつちゅう申し上げますように、今までのところにおいていろいろの公務員給与について御不満もありませんし、御意見もありません。そこで今回は人事院の總裁も委員に加え、人事院の職員もこれは公務員のさういふ給与をお守りになる建前になつておる、さういふ總裁も委員に加え、この人事院の職員も幹事に入れて、そして委員会をして一つここで考えようじゃないか。ただ縦ぎはぎで、さういふふうなことではなくて考えよう、その調査の結果を待とり、さういふことに今なつておる現状

であるのであります。さういふ点で御理解を切に願ひたいと思ひます。

○木下源吾君 私は先ほど来黙つてお聞きしておりました、御意見では、給料を上げればそれで物価が上がる、さういふ御議論を展開された、これは一般的にはさうかも知れませんが、ところがわが国の今の公務員、労働者の給与といふものは、ぜいたく品を買ふ余裕なんといふものはこれほど与えておらぬといふことは御承知の通りであります。今日もらつてくる給料は直ちに生活費、それも窮屈な生活費だけを辛うじてまかなうような給与であり、さういふ給料は購買力の増大にこそなれ、平和産業の、生活産業の購買力の増大にこそなれ、決してそれがインフレの要因なんといふものには断じてならない、これはあなた方はよく知つておられるのだ。それをこまかし

で、まるで池田君が言うようなことだ、池田君はそれ一本で通してきた、それは間違ひだ。ぜいたく品を買ふ余裕のあるものはカメラを買ふとか、ぜいたく品のテレビを買ふ、さういふ余裕のあるものならば、それは物価が高くなるであらう。それはよく一つお考えを願ひなければ、わが国の公務員はさういふぜいたく品を買ふような、インフレを起すような要因の給与ではないといふことを、お考えになつておる通りに一つあなたの正直な御意見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) いや、私の申し上げたのは、公務員の給与を上げたから、それがすぐに物価騰貴になるというものでないのではありません。むしろこれは給与を受けるものとして、いわゆる労働大衆といひまして

は物価が下る、物価が安くて安定をするといふことがむしろいいのである、この給与のベース・アップするもの、要するに物価が上つてだんだん苦しくなるのじゃないか、だから給与を上げてもらわなかつたやうな、さういふやうな形になつておる、さういふことになつてくると、物価の上りの方が激しいから結局労働大衆は損をしてる。

なかなか物価が上がるように給与ベースが上がるものじゃない、それはこれは物価を下げる、物価を下げるという方向をとるから、はなはだ苦しいとは思ひますけれども、決してぜいたくをできるなんて夢にも考えておりません。大へんお困りの点もあると思ひますが、物価を下げることに専念をし、まあそれに努力をしておれば、物価も今のところまあ横ばいといふことであるから、がまんを願ひないか、がまんをしておれば……、さういふ考えで、さういふ給与を上げるからさういふインフレといふふうには私は考えておらないのであります。ちよつとその辺私言葉が足りませんでしたが、御理解を願ひます。

○木下源吾君 了承しました。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑ございませんか……、別に御発言もないようですから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは直ちにこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 全会一致でございませう。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条による議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続等は、慣例によつて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないものと認めます。よつてさう決定いたします。

なお報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

松原 一彦	小柳 牧衛
植竹 春彦	中川 以良
木村篤太郎	宮田 重文
野本 品吉	松本治一郎
田畑 金光	堀 眞琴
中山 壽彦	木下 源吾
千葉 信	長島 銀藏
加瀬 完	

○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

「速記中止」

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めして下さい。

次に、経済審議庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対し御質疑のある方は順次御発言を願います。

○加瀬完君 この前、長官から六カ年計画のプリントをいただいたわけですが、その六カ年計画の遂行について、長官の御意見から行くと、条文に出ております「勧告」ということは、長官の意思を百パーセントに現わしていることにはならないのじゃないかという点について、いろいろとお伺いをしたわけでありまして、今日それはそれは問題

を別にして、衆議院の内閣委員会等でも、防衛六カ年計画と経済六カ年計画の問題が、どんなふうにかみ合っているのかということが非常に問題になっているわけでありまして、この間説明いたしたきました経済六カ年計画も、衆議院で指摘があります通り、防衛六カ年計画といふものとどんな関係にあるのかというところを検討いたしました。その結果、経済六カ年計画の遂行というものは、できないかとも思われるわけでありまして、この点一併経済六カ年計画について、防衛問題と当然生ずるところの障害と申しましようか、あるいは相関する問題と申しましようか、こういう点を長官はどのようにお考えになっておられますか、この点をまず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) お答え申し上げます。この経済六カ年計画では、六カ年間に於ける日本の経済を自立せしめて、国民に完全雇用をすることというのが目的でありまして、で、防衛

計画とは、この防衛計画は六カ年計画が立てばこれと相関連して行くというところが本筋でございますが、現在のところ、防衛計画の六カ年計画は立てておりませんが、経済自立六カ年計画から申しますと、防衛費というものは、大体国力に沿つて今後の防衛費というものが支出されるべきものである。国力というものは何だ、こういうことになりますれば、私は国の富、国富といふことが第一でなければならぬ、こう存じております。それとも一つは、国民の所得といふことが基本になると存じておりますが、ただいま六カ年計画を立てます上において、国富といふものは、これは過去におきましては、昭和十年来まだ取調べていない状態でございまして、今度経済審議庁におきましては、急速にこの国富といふものを取調べたい、こう存じておりますが、現在のところ、大体は国民所得といふものから基準にいたしまして、現状及び過去におきましては、大体国民所得の二・一％ないし二ポイントそこそこ、二％ぐらいを使つておるわけでございます。それで将来におきましては、大体二％ないし三％というところに見込もうじやないか。それでいよいよ実際の防衛計画が立ちますれば、それとの間の調整をして行こう、こういう考えで経済六カ年計画は立てておるようなわけなんでございませう。お説のごとく、防衛計画が相立ちますれば、これは確実な数字が出るわけでありませう。多少そこ不確定はございませうけれども、大体の経済のおもむくめどにつきましては狂いがないと、こう存じております。

○加瀬完君 防衛費は国力に沿つて当然支出されるべきものである、国富あるいは国民所得といふものを除外して防衛費といふものを考えることはできない、こゝろ御趣旨の通りに拝聴したのであります。従ひまして、経済六カ年計画といふものがあくまでも主軸であつて、その経済六カ年計画によりまして国民所得を増し、あるいは国富を増して行く、その間においても防衛計画といふものが具体的に出来れば、そゝろ太い線に調整して行くんだ、こゝろいふに了解しておるのでございませうが、この点よろしうございませうか。

○国務大臣(高橋達之助君) さうでございます。

○加瀬完君 しかしながら、今までのこの防衛関係の支出というのを見ておりますと、必ずしも日本の内政面だけから計画をいたしましたそれだけで防衛の総額といふのがきまるということにはなりかねると思つております。アメリカ等のいろいろの外交関係の取りかかし、その他から、防衛の分担金などでも今年すいぶんもめましたが、あゝいふ形になつて、日本だけでは調整し得ないやうな別な条件といふものによつて、防衛費といふものが経済六カ年計画の幅にも食い込んでくるということが予想されるのであります。こゝろいふふな見通しといふものについては、経済六カ年計画の推進について、どういふふうな基礎的にお考えになつておられるのでありませうか。

○国務大臣(高橋達之助君) 過去の状況、現状におきまして、防衛分担金と防衛費といふものを合計いたします

ときにおいては、大体大きな狂いがないと思ひます。先ほど申しましたやうに、国民所得と比較いたしますと、二％そこそこのものでございませう。その意味から申しまして、私は将来において大きな狂いはないといふことの前提のもとにやつておるわけでありませう。

○加瀬完君 そゝろいふ前提があくまでも推進されることをわれわれはもちろん希望するわけでございますが、しかし本年度の防衛分担金の最後の折衝における日米共同声明によりまして、三十一年度以降といふものは、防衛費の総額といふものは、三十年度よりはるかに幅を広げて行くといふことは自他とも認めておるわけでありませう。そゝろなつて参りますと、どういふふうな広がり方をするかという、防衛計画の何年計画かがはつきりしないうちに何年間の経済計画を立てまして、それは将来に結局大きな変動を当

然生じてくるといふふうなわれわれは心配せざるを得ない。この点長官の今おっしゃるやうに、将来とも心配がないといふふうな私ども考えられないのであります。この点はいかがでありますか。

○国務大臣(高橋達之助君) もつとも、国際情勢が非常な変化をするとかいつた場合とか、あるいは天変地異があるとか、いろいろな場合が想定されますが、そゝろいふものがないといひまして、国際情勢は現状を維持しておるもの、こゝろいふふな前提のもとに立てておるわけなんでございませうから、私はただいま加瀬さんの御心配になつたやうなことはないものとして立てておるわけでございます。

○加瀬完君 長官のおっしゃるよう
に、経済六カ年計画というものにより
まして、目的でありますところの完全
雇用という線まで実現しようと思いま
すならば、防衛費をどう押えて行くか
という基本線というものをきめなくて
は、日米共同声明などの点から言いま
しても、増大する傾向というものはい
なむわけに行かぬわけですから、どう
いうふうに防衛費を抑えるかという
将来の防衛費の押え方というものを先
にきめなければ、私は経済計画とい
うものを立てても、その経済計画と
いうものは非常に確率の薄い経済計画
というふうになると思うのですが、こ
の点どうですか。

○國務大臣(高橋達之助君) お説のご
とく、防衛費というものは無限に、し
かも国民の考へては以上の道でふえ
るというふうなことになるれば非常な不
安があると存するわけなのでございま
すが、私は今後の防衛費というものは
、国民の力と負担力というものの
よってきまるものだ、こういうことが
前提でなければならぬと、こう存じて
おるわけでありまして、ただ、今のこ
とく、国民所得で何パーセントといつた
ふうなことに相なりますと、これは
アメリカでは何パーセントになつて
おる、インドですら四％とか、五％と
かいふいろいろな議論も出てきますけ
れども、私はこれは国民所得だけで論
ずるものでなく、国富というものをま
ずもつてきめなければならぬ。それに
よつてこの防衛費というものはきまる
ものだ、こういう前提でいるわけで
あります。

いろいろお考え、ごもつともでございま
す。しかしその国民の負担力という
のは、国民所得だけではきまらない、
国富というところが問題であるといふこ
とに調査が困難である、今まで決定的
な調査されたものは出ておらない、こ
ういふことになりましますと、国民所得
なら、ある程度確率が出ましても、国
民所得で負担できないものも、国富は
十二分に負担できるんだからという立
場で、たとえば政府がそういう立場を
とるならば、防衛費は幾ら増しても、
これは今言つたような国民の負担力か
らいって、この防衛費というものは十分
まかなえるんだという議論も成り立つ
わけでありまして、これは非常に私は
危険をはらんでいゝんじやないかと思
う。それとも一つお考へいただきたい
と思ひますのは、完全雇用の実現を期
するんだ、こういう経済計画が目的で
あるから、完全雇用の実現を期する
というの、中央の政策だけでなくて、
もつと地方の政策と言ひますか、地方
の行政と言ひますか、こういうたもの
をも考へなくては完全雇用といつたよ
うなことはなかなか聞き入れられない。
ところが現在の政府の財政方針と言ひ
ますか、これを見ますと、地方の財
政というものを相当圧縮いたしまし
て、それでいろいろ問題のあるところの
全体の財政のバランスをとろうとして
いる。こういうことでは国富という調
査がどういふふうな基準によつてなさ
れるか知りませんけれども、地方とい
うものは、今のようになつたやうな形
で国富という調査だけをして行くとい
ふことになりましますと、これは国民の負
担力でなし得るといふたやうな防衛

問題も、結局実際には、ちやうど太平
洋戦争のときのように、一般の地方民
が炭炭の苦しみを負ひながら、なし得
ないやうなものをあえて背負わされた
といふやうな結果を、もう一回再現す
るという心配を当然持たれるわけであ
りますが、こういう点いかがですか。

○國務大臣(高橋達之助君) 大体国富
というものを調べられたのは、これは
昭和十年以来調べられておりません
が、国民の所得というものは、大体か
らいうと国富の二割というものが大体
基準なんぞでございまして、現在におき
ましては、私はこれは一割以上に国民の
所得は上つてゐるであらう、国富は
それより一割に相当するやうな国富はな
いであらう、これをよくつかみたい、
こゝろ思つておるわけなんです。こ
れをつかまなければ、ほんとうの国
民の負担力というものはわかりかねる
わけでありまして、今のお話のごとく、
現状におきましては国民所得からやつ
て行くのが非常に楽であらう、こゝろ
いうやうなことから大体二割ないし三割
ぐらゐの防衛費をみよふじやないか、こ
ういふやうに大まかに感じておるわけ
であります。その点ははっきりして
行きます。また将来におきまして地
方財政というものが日本の国力の上
において、また失業問題の上において非
常に重要な役割をしておるということ
もお話の通りでありますから、国富の
計算、国民所得を計算する上におきま
しては、地方というもののについて十分重
点をおきまして、調査の完成を期した
い、こゝろ存じておるわけでありま
す。

○加瀬完君 昭和十一年と昭和二十
七年を比較して、国の財政規模と地方
の財政規模を比較いたしますと、昭和
十一年には国の一に對して地方が一・
二〇九になつておると思ひます。こ
ろが二十七年には、これは国の一に對
して地方は〇・七何ぼかにしかならな
いと思ふ。非常に圧縮されておる。こ
れはますます圧縮される傾向になつて
くると思ふ。圧縮される原因はどこか
ら一番くるかといふと、結局防衛費が
増大すれば、地方の財政規模という
のは圧縮されるというところは、これは
太平洋戦争の進展に伴つた情勢から判
断すれば、当然そういうことが心配さ
れるわけでありまして、くどいようであ
りますが、防衛費というものをどうい
ふふうに押えて行くかといふ基本線
をきめなければ、私は経済六カ年計画と
いうものは必ずしもききたす、この押
え方というものがまだ非常に不十分な
やうに思われるのですが、たとえばこ
の間の審議庁からのいろいろの説明を
承わりましたが、まだまだ勧告という
条文もございまして、そういうた内
容を伺ひました。結局防衛費なら防
衛費、あるいは防衛費なら防衛費とい
ふものの要求というものは、当然強く
なつてくる、それを完全に押えて行か
なければ経済六カ年計画というものは
推進できない、しかしながら、これだ
けのことでは押え方にきつぱりききめ
が現われてこないじやないか、こゝろ
いふやうな心配を持つわけでありま
す。この点いかがですか。

○國務大臣(高橋達之助君) ただいま
のお説もごもつともだと思つておりま
す。そういう点につきましては十分私
は今後考慮して進んで行きたい、こゝ
ろ存じておりますが、私どものやつてお
ります六カ年計画というものは、ただ
いま申しました通り、現状というもの
を今の状態において、基準においてお
もむく道を示したに過ぎないのであり
ますが、これは必ずしも完璧なもので
はないと思つております。こゝろでき
るだけ近いうちに各方面のやういふ
うな意見も取り入れまして、正確に近
いものにしたしたい、それに一番ほん
とくに希望しておりますことは、一日
も早くこの防衛六カ年計画ができる
といふことを希望しておるわけであり
ますが、これができれば完璧なものとな
れると存じておるわけでありまして。
○千葉信君 高橋さんにお尋ねいたし
ます。今までのこの経済審議庁の設置法
の一部改正の問題については、連合委
員会等でも、それからまた内閣委員会
でもいろいろ質疑応答がありました
が、私は大体重複を避けるという立場
から、ごくつかつかんで御質問申し上
げたいと思ひます。実はこの法律案で
一番問題になることは何かと言へば、
経済企画庁の長官が、今後各省大臣等
に對しても、各省に對しても勧告する
ことの権限を持つことではないかと
思ひます。これは私はこの法律案を見た
とき、正直に言つてきつとしたので
す。いよいよよいでなすつた、それは
御承知の通り、日本の長期経済計画の
自立といつても、一体どこに一番問題
があるかといへば、これは長官の方の
今までの御答弁いかんにかかわらず、
日本の自衛力増強をどうするかとい
ふところに問題がある。自衛力をどの程
度に増強して行くかといふことを切り
離しての長期経済計画はあり得ない。
常識からいってのもさうである。従つて
国力不相応の状態では防衛分担金を押
しつけられてみたり、同時にまたその防
衛分担金の振りかへで、日本の自衛隊

の増強を強要されたりしておるといふ条件が、日本の経済再建を少くとも経済上の問題だけを切り離して考えた場合には非常に大きく左右される、これははつきりしていると思ふのです。ですから、そういう状態の中で経済計画を自立し推進するといつても、やはりその根本の問題は、今、加瀬君からも質問がありました、どの程度一体それで自衛力を増強することが出来るのか、自衛力を増強するためのその財源としては、今いろいろ御議論もあつたようですが、長官はこの際新たに国富なんぞというものを持ち出して、国民にとつては実にはつきりしない膨大な抽象的なものをここに持ち出して、そして国民所得との関連の問題について巧みに体をかわそうといふことさえも出しておられる、そういう格好でいけば長期経済計画を推進されるための方針として、ここに勧告という問題が出てきた。ですから私もこの立場、もちろん私も自衛力を増強するといふことにはまるまる反対です、その反対の立場から今この問題を見ますと、それにおいでは、自衛力はどしどし国民の所得にも、それから国の財政力にも、それから今新たに提起された国富というやうな問題にも関係なしに、とにかく自衛力はどんどん増強する、その自衛力を増強する過程の中で、しかし経済拘束は受けない、自衛力を増強しながら経済についても格好をつけて行かなければならぬ。その意味では計画性を持たなければならぬ。だからそうやるためには今のやうな態勢ではだめだ。従つて太平洋戦争を推進するときに日本がやつておつたやうな強力な推進の機関が要

る。昔は企画院ですか、今度は経済審議庁が経済企画庁になる。そういう格好で大臣に、企画庁長官に強大な権限を持たせてやつて行こう、私もこれはこゝろ認識から御質問申し上げるのです。そういう関係から言いますと、長官としては一体六カ年計画といつても、もしくは長期経済計画といつても、何にも、何にもといふのは極端ですが、自衛力増強の問題と切り離してこれをやつて行くのだとか、行けるのだといふお見通しを持つておられるのか、それとも私が申し上げているやうに、何といつても一番の根本の問題は自衛力の増強にあるのだ、自衛力の増強そのものを達成するための一つの方針として考えるのだ、もしくはまた、いや、それとは実は今までの質疑応答ではつきりしているやうに切り離して考えているのだ。今回の法律の改正はそういうものとは全く直接の関係なしに、長期経済計画の推進そのもののためにという勧告権を必要としているのだ、こゝろいふやうになっているのか、そのいづれか、大臣からこの際御答弁を伺つておきたい。

○国務大臣(高橋達之助君) ただいま千葉さんの御質問は、私の全く予想外の御質問でございます、私はさういう考えがあるのかと思つて驚いたやうに感じるわけです。私はどこまでも経済六カ年計画といふものは、これは政党政派を超えて、国民の完全雇用、日本の自立経済をするといふことについてはどうしても必要だと、この数字はだれが見ても動かすべからざる数字、このおもむく道を示すべきものである。従ひまして、先ほど御説明申し上げましたごとく、日本の防衛力といふものは、大体国民の力に依つてやるべきものであると思ひますが、これが前提であると思ふ。そこで国民の力を無視した大きな防衛力ばかりに計画されたいといふときには、これは私は経済審議庁といふものは、国民の代表として敢然として立つべきものである、私はこゝろ思ふわけなんです。で、今のお話によりますと、経済審議庁といふものはさうでなくて、防衛力をふやすために、国民を欺くために、悪く言えばですね、あるいは国富は何だとかといふやうなことを考へ出してやつてるんじゃないかと、こゝろいふやうな御質問、私は全く私の考えと相反する御意見だと思つて驚いたやうなわけなんです。私はいさういふ意味におきまして、この経済審議庁といふものは、今後の経済を立てます上におきまして、各省からいろいろ材料をもらつております。その材料をもらつてつきましても、今のところ別に大きな差しさわりはありませぬけれども、将来から考えますれば、その材料を提供するといふだけの権利を持つておるわけでありませぬ。また各省が計画を立てます上におきまして、予算を要求する上におきまして、国の進むべき、歩むべき大体的な経済方針といふものがきまつた以上は、それに従つてやつてもらわなければならぬ。さういふやうなことののために一応は勧告をする、こゝろいふやうなことののために、材料の提供と、それから勧告権といふものは、今度経済審議庁の方につけ加えていただきたいと、こゝろいふ次第でございます、今の千葉さんのお考えと私の考えと比べるとは全然反しておると、こゝろ存じますわけでございます。

○千葉信君 国民を欺くものであるかどうかは、これは結果がはつきりしない、今のところはわからないし、私もそんなことは言つてないのです。しかし今の大臣の御答弁から、私は自己矛盾を発見するのですが、国民がだれでもさうでなくちゃならないと考える、つまり客観的な立場からさうなくしてはならぬといふ長期経済計画、それを企画庁が立案をし、それを推進しようとする場合に、一体ここに、この法律改正に出てきているやうな、取り立てて勧告をしなければならぬやうな、さういふ相手が出てくるというところはおかしいじゃないですか。だれでも国民が納得できる、だれでもさういふ長期にわたつての、実にその客観的な立場から見ても、さうなくちゃならない経済計画を立てて、それに行こうとして、それをやるために、わざわざ各行政機関等に対して企画庁長官が勧告をしなげやらないといふことになる、自己矛盾じゃありませんか。国民はわかつてゐるのに、一体行政機関のそれぞれの連中が、さういふ方針なり、さういふ計画を理解できないからこそ、それと違つて計画を立てる、だからわざわざ勧告などということをしなければならぬといふことになつて、今の長官の御答弁は自己矛盾を包蔵してゐると思ひにはなりません。

○国務大臣(高橋達之助君) これは議論になりますけれども、各省々々で自分の受け持ちがありますから、従ひまして、自分の仕事に非常に熱心な余り、たとえば同じ予算を組みます上におきまして、農業関係にすれば、農業の方にこれだけよこせ、それとまた貿易関係の方では、貿易を増進せなげやならぬから、これだけよこせ、こゝろ一致しない。こゝろいふことはあるべきことなんです。あるのが当然でございます。さういふやうな場合に、全体の総合的の計画を立てまして、それから各省に向つては、お前はさういふけれども、このくらいでがまんしろといふのがつまり一つの勧告でございます。決して自己矛盾でないと思ひます。

○千葉信君 そうなると、ますますおかしいと思ふのですがね。国民でさえも十分納得でき、理解できるやうな長期経済計画であるとするなら、それに対して同じ内閣にあるそれぞれの行政機関で、さういふ国の方策として、大綱として、どうしても実施しなければならぬ、従つてその問題についてはだれでもが、国民でも理解するはずのものだといふのですから、それを行政機関の長なんかが、それと違つた方策を立てて、おれの方はこゝろやるのだといふ格好でやるとする。これは別の立場から、さういふ連中は行政機関の中におけないといふことになりませぬか、この点はどうですか。

○国務大臣(高橋達之助君) それはまた議論になるやうでございますが、実際問題といたしますと、それを運営して行く上におきまして、それは過去において、現在におきまして、いろいろ事情の違つておる点がありまして、それを総合するといふことには非常に必要性を感じておるわけなんです。これが何かといふと、大体的な趣旨はわかつておりまして、その一の点で、いろいろなことにつきましても、いろいろな問題に差しあはるの

であります。こういうふうな問題から考えましても、どうしてもそれはそういうふうな場合に、国民が全部こう信じておるから、これを金科玉条と信じてこの通りにやれと言いましても、やはりこれはその解釈のいかんによります。これはこの国のためにやるのだから、こうやった方がいいという、こういう意見も出るのが当然でありまして、それを調整して行きたいと思ひます。

○千葉信君 あとから速記録を見てわかると思うのですが、どうもただいまの御答弁はすつきりせぬ答弁で終始してゐると思うのですが、これは私は結局、私の質問に対して全部平明に答えられない長官の立場があると思うので、私はこれ以上こういう常識的な聞き方をしては水かけ論に終ると思ひます。私は私の意見で、どうも長官の答弁はすつきりと話の筋が通らない。長官みずから、これはだれでもが冷静に考えて、国民が賛成しなければならぬ。そうしてまたあかるはずの長期経済計画を立てるのだ、こう言つておる。そうして一方では行政機関の中に、それぞれの立場からどうしてもそれに納得し、賛成しないものがあるだろうから、だからそういうものに対しては勧告権を行使して、言うことを聞かせて、これを推進をしなければならぬ、こういうことですから、今の質疑応答の中だけでも、私は失礼な言ひ分ですが、小学生でもこの理屈はわかると思ひます。それを長官が答えるはずなのに答えておられないので、今のような答弁に終始しておられるのだから、私はますます疑念を深めざるを得ない。しかし私はこの問題でこれ以上、あてもない、こうでもない時間を長く引つづけるつもりはありせんから、大体これはこのくらいにして次の質問に入ります。

実は、かりに百歩を譲つて、長官の言われる長期経済計画を樹立して、各省もそれと同時にその方向に沿つて計画を立て、そしてその推進に當る場合、一番いい方法としては、私はさういふふうな長期経済計画を、どういふふうな行政機関の方から異論があるうとも、もしくはなかなか無理難題やつがおろうとも、一たんきめた方針に従つて強力にやつて行かなければならぬ。強力にやる必要があるからというための体制として、私はこの経済企画庁の長官に総理大臣を持つてきた方が一番早いと思ひます。総理大臣を持つてくることができなければ、私は高橋さんが副総理にでもなれば一番早い。副総理になつて、こうしろ、これは総理大臣の方針だといつてやれば、何もこんな法律の改正なんか要らないと思ひます。それをやらないから、この際法律を改正して、それにかゝるべき方法が法律案の改正となつて、勧告権という問題となつてきておる。ところがここで、さういふ格好で今法律の改正を企てておられますけれども、今の立法の建前から行けば非常にこれは困つた改正だと思ひます。どうしてかといふと、今さういふ實際上のやり方について、総理大臣を当てるのか、副総理を当てるのか、これはやめて、この法律の改正で進行しようといふことになり、実は現在の各行政機関の権限をきめておる法律、もしくは内閣全体としての内閣の執行権の問題については、きり基本的法律があるわけですから、それは高橋さんも御承知のように内閣法

の第四条によりますと、「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとす。」「それから「各大臣は、案件の如何を問はず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることが出来る。」、こゝなつておられます。ですから内閣としての権限を、職権を行う最高の機関は閣議にあるわけですから、内閣法に明確です。そしてまたさういふ立法があるばかりじゃなく、実際上の場合も高橋さんの方から、たとえば資料の提出を命ずるとか、さういふ計画にしたらどうかといふ勧告をするとか、さういふ計画をするための資料をもらうことはいつて、一向さういふことは問題にしないでいいと思ひますが、さういふ勧告を与えて、あなたの方の答弁によりますと、これは何ら法的な拘束力を持つていないのだ。さうなると、これはまさしく各行政機関の方にとっては完全なる任意規定、任意規定といふことになる。これはもう行政機関の都合によつてはさういふことを聞かない場合にも、それは閣議で調整される。さういふことを聞かない場合でも何でも閣議でさういふ問題が最終的に調整されるというところは、これは内閣法がはっきり明示してゐるところです。それなら一体何でさういふ内閣法のはつきり明定があるのに、一体勧告権なんていうものをなぜ作つたか、内閣法と抵触するじやないか、この点はどうか。

○國務大臣(高橋達之助君) 今のお話のごとく、最後に勧告をいれられなかつたといふことになりまして、これは閣議においてお計らいをすべきであらうといふことになりまして、これも、閣議を待つまでもなく、お互いに話し合ひでできるといつた場合が多々あるわけでありまして。そのときに従前のごとく話し合ひだけでなくて、ある程度の勧告権を持つておるといふことになれば、こちらの審議庁の発言権といふものは相当力が得られると、さういふことが私どものねらいでございまして、閣議にかける前の行動として、この勧告権といふものをきめていただきたといふ、かように存じておるわけでございます。

○千葉信君 だいたい問題がしぼられてきました。長官の御答弁から行けば、これは閣議以前のものである。従つて閣議で最終的な決定をする以前に、それそれの行政機関との連絡、話し合ひ等によつてその問題は処理される。従つてその閣議以前の段階として勧告の問題を考へておる、さういふ御答弁である。それならばもう一つ問題がある。さういふふうな閣議で調整する前に、各行政機関ごとに意見の調整、話し合ひといふことが、勧告しなければならぬといふことが、勧告しなければならぬ。さういふ状態に現在行政機関があるかどうか、これが一つ。つまりお互いに長期経済計画ならば長期経済計画を推進するために、各省が閣議にかける前に十分話し合ひをしなければならぬ。その話し合ひをするのに、あえて勧告などという立法措置を行わなければならぬ。さういふ意思の疎通を欠いた状態が現在の行政機関の中に一体あるかどうか、この点一つ伺ひたい。それからもう一つ、もしさういふ事態があるとするれば、今度は国家行政組織法によると、第二条の第二項ですが、「国の行政機関は、内閣の統制のもとに、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を發揮するようにしなければならぬ。」、これはどうですか。この国家行政組織法の命ずるところから、もしさういふ不統一、意見の調整を要する、おまけに勧告をまでしなければならぬ、さういふふうな事実さえあるとしたら、この国家行政組織法がほとんど高橋さんの内閣によつては守られていない、空文化されてゐるじやないか、さういふことに當然の結論となつてくるはずなんです。この点はどうか。

○國務大臣(高橋達之助君) 第一の御質問の、現在においてさういふ勧告権がなく、非常に差しきわがあるかといふお話でございまして、現在において何ら差しきわはないわけでありまして。將來におきましても、これはあつたからといつて使わなければならぬものでありせんから、現状のごとく円滑に行けばつこうだと思つておりますが、最後の場合に至るまで話し合ひをつけて行こう、話し合ひをつけて行く上においては、幾らか勧告権があれば大いに聞いてくれるだろう、これは理屈でなくて、実際の運営におきましてお考えを願ひますれば、今度一つこれをに入れていただきた、さういふわけでございますが、別に他意があるわけではございません。

○千葉信君 どうもさうなると、何を苦しんでこんな法律の改正案を長官が出してきたかといふことになるので、それにもう一つ、勧告という字句をあなは使われたが、その勧告には從來いろいろな例があります。これは終戦以來さういふ立法例がたゞさんあるのですが、その中でまず私どもがいろいろに類推して三つある。一つは、

高橋さんが今出そりとしておられる、あれどもなきがごとき必要のない勸告、それからもう一つは、重大な権限

○國務大臣（高碕達之助君） 法律論になりますと、政府委員から御答弁させます。

○政府委員（酒井俊彦君）　ただいまの御質問でございますが、これは前回この委員会におきまして……。

○千葉信君 要らない。それでは長官がこの問題の答弁をしなくてはならない。この問題について追及する必要がある。その次の問題を聞きます。

その次の問題は、これは昨年の夏の国会で防衛庁設置法の審議をしたときに、たしかこれは当時の野党である改進党の方から持ち出した条件の中に、国防会議を設置するということになれば審議に応じてもうろしいという、そういう意思表示があつて、そうして最

後にこの国防会議の設置という問題が、防衛庁設置法の審議の最中に飛び出して来た。この問題の關係については、最近の情報によりますと、改進黨の加わっている現在の民主黨の方で、この国防会議を当然防衛庁設置法の審議のときに入れるべきだということを主張した立場の人々が、今回は国防会議設置法を早く成立させることを念願するの余り、この問題について非常にも妙な妥協をされた。その内容としては民間の人を入れる入れないという、私はしかしそんなことを聞こうとしていゝるのではない、これは付けた事です。そこでそゝういふ経過をたどつて、第三章第四十二条にその国防会議の条文が入っている。この条文によりますと、

「内閣総理大臣は、左の事項については、国防会議にはからなければならぬ。」と、その中に、これは長官も御承知だと思ふのだけれども、その第三号に「前号の計画に關連する産業等の調整計画の大綱」、これを国防会議に諮らなければならぬ。長官の方では経済計画を企画庁として六カ年の長期経済計画を

○国務大臣(高橋達之助君) 国防に關する産業のことは国防會議で審議されるだらうと存じます。従いまして、国防會議には審議庁長官はこれに参加するということに相なっておりますから、この調整は私は完全に行くとお思います。

○千葉信君 経済企画庁の長官が構成員の一人として入るわけですから、発言権は当然あると思うのです。しかしその発言権は、閣内における他の行政機関にあましろ、こりしろといつて勧告までしたりする、そういう強大な状態においては国防会議での発言は私

は期待できないと思います。これは高橋さんが実際にその衝に当られるかも知らない、高橋さんがその構成員の一人として入るかも知れません。その入る高橋さんに私はお尋ねしたいのですが、その場合の高橋さんの国防会議における構成員としての権限と、閣内における他の行政機関に対してある、こうしろという勧告をすることのできる権限、その権限は同じような形で重で発言して、同じように閣議の推進

り出せば……。これに対しては長官は
どう考えておられるか。

○国務大臣(高橋達之助君) その意味
から申しまして、私は国防会議が早く
できて国防六カ年計画ができるという
ことは非常に希望するわけなんです。
しかし、それができていない間でごさ

いますから、経済六カ年計画の立場から申しまして、それを飛行機にするか、軍艦にするか、その金をもつてタンクを作るか、これは防衛庁長官がきめるべきものだと思いますが、これに対する大体の金のリミットというものは、今後経済六カ年計画を立てて行き

ます上におきまして、経済審議庁長官はこれを主張することができ、存じておるわけであり、
○千葉信君 私の聞いているのは、国防会議ができての段階を聞いているんですが、長官の御答弁はそれに全然答えておられない。しかし私は時間の関係もあり、大体このぐらいで提案者のほんとうの腹がわかりましたから、これ以上は質問することはやめますが、しかし日本の現在の産業構造

思っているのか、この点最後に参考のために一つだけ聞いておきたい。

○国務大臣(高橋達之助君) 国防會議に提出いたします国防計画と言いますよりか、国防に対する産業計画と言いましよりか、国防會議に提出する前に一応産業全体の計画と調整して、それから事前によく産業計画との折り合ひをつけて調整をして、それから提出することに相なりますから、私はこれは国防計画の産業というものは別に存立すべきものじゃないと思う。將來私の考えといたしますれば、従前軍が勝手に自分の工場を持っていた、こういうようなことは今後許すべきじゃない、こう思うわけでありまして、できるだけ全体の産業に打ちとけて行く、

こういふふうな全体の調整をとって行きたい、こういふ考えであります。

○田畑金光君 きょう一時半から電源開発の審議会に長官は出席されるそうですが、かつての電源開発公社の總裁でもあられる、長官から、今年の電源開発の計画について承わっておきたいと思ひます。ことに聞くところにより

ますると、今日の方針は従来のような水力資源の開発がコスト高から限度にきておるので、いわゆる松永構想に基づく火力発電の方向に重点を置くということも承わっておるわけでありま

つきました。本年度の水力、火力発電の計画につきましてはどういふようにな、たとえば開発資金の配分とか、あるいは出力とか、こういふような点についてどういふ御方針でおられるのか承わっておきたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) 大体三十三年度におきましては、資金の配分をやります上におきまして、電力会社の方に千二百二十億圓を持って行こう、また公営の方には百二十億圓を持って行きます、自家発電の方には六億圓持つて行く、電源開発公社には三百五十三億圓を割り当てよう、こういふようなこと

につきまして、きょうはそれの審議をいたしたい、こう存するわけでありま

す。過去におきましては、電力会社には千六百四十億、公営には百億、自家用には六十二億、電源開発公社には三百六億、こういふふうになつておつたのでありますが、今後は逐次電源開発公社に、非常に厄介な金のかかる水力電気の開発は電源開発公社に持つて行こう、そうしてすぐに実効の上る火力発電のようなのは、これは電力会社

本方針で進んで行きたいと思つております。なお出力等につきましては、ただいま政府委員も参つておりますが、これはあとで書類で詳細な数字を御説明申し上げた方がいと思ひます。根本の方針はさういふふうに進みたいと思つております。

○田畑金光君 今お話によりますると、金のかかる、あるいは厄介な水力資源の開発は電源開発公社が担当し、金の比較的かからない、また容易である火力の発電については各電力会社が実施をする、こういふような御説明でありま

すが、そうしますと、従来、たとえば只見の電源開発とか、大規模な電源開発事業がなされておるわけでありま

す。今年から方針が、開発の主体が大きく變つて行くのかどうか。それとも一つお尋ねしたいことは、本年度、今お話し各電力会社で担当すると

言われておる火力発電について、具体的に開発資金あるいは出力その他について、あるいはまたどこどこにさういふようなものを今年開始しようとするのか、具体的に承わりたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) 大体この奥只見、田子倉、あるいは御母衣、あるいは熊野川という非常な大きな設備を要する、資金を要する所は、逐次電源開発公社でもって当らしめたいと思つてお

ります。それで小じかけの、簡単に着手できる方面は、これは各県等の県営の仕事等によつて着手せしめたい。火力の方につきましては、ただいまの御質問の件につきましては、詳細の数字は政府委員からお答えいたします。今資料はございせん

から、その方の係の者はみな何の方

に……。○田畑金光君 場所くらいはわかつておるでしょう、どこどこと、この火力発電について……。

○國務大臣(高橋達之助君) 全部電力の方の人間は電源開発審議会の方に

行つておるものですから、資料が今手元にございせんから……。○田畑金光君 私のお尋ねして

おりますことは、経済審議庁から出されております総合経済六カ年計画の構想と、昭和三十年度の経済計画の大綱を

読んでみますと、たとえば問題になりますことは、このエネルギー資源の問題でありま

す。たとえばこの大綱の中に、「エネルギーについては、燃料自給度の向上および国内燃料の有効利用を図ることを目的としてエネルギー総合対策を確立し、国内資源の合理的、計画的な開発利用を促進する」とい

う方針が述べられておるわけでありま

す。今の電力資源の開発は当然この燃料資源の開発と密接な関係がありま

すので、ここに今問題となつております国内燃料資源、石炭の問題と不可分の関係にあるわけでありま

す。従いまして、政府が本年度国内燃料資源の開発、あるいは有効利用、こういふような点についてどのような考え方を

持つておられるかということの前提になるわけでありま

す。御答弁によりますると、どうも具体的な説明がなされな

いという点では、この大綱についての熱意をお持ちであるのか疑問に思ふわけでありま

す。それで火力発電の問題については後ほど資料の提供を求めたいと思ひますが、この燃料の、こ

とに国内資源の開発についてどういふ構想を持つておられるのか。たとえばこの経済六カ年計画の第一年度たる昭和三十年度において、産業計画に伴う

国内の石炭の生産、需給関係について、どういふような考え方でおられるのか、これをまず承わつておきたいと思ひ

ます。○國務大臣(高橋達之助君) この石炭の問題につきましては、日本の全体のエネルギー対策といたしまして総合的に考

へておるわけでありま

すが、大体に石炭の生産は今後輸入というものを防遏してしまふということ、それから石炭の消費につきましては、低品位の石炭をできるだけ現地に近い所で電

気として、発電といたしまして、そうして送る。今四千カロリ以下のもものは運搬費にたくさんかかりますから、むしろ発電所を作つて、そうして電気で送ろう、そうして電氣の方に石炭を使おう、こういふような方針をとつて行きたいと思つてお

きま

す。それからエ

ネルギー資源といたしましては、重油を相当たくさん輸入いたしておるもの

でありますから、この重油というものについてはある程度の規制を加えてし

まつて、ポイラー用には今後はある一

つの規制を加える。そうして今後ポイ

ラーに対しては石炭を使わせる、こう

いうこと

にいたしまして、六年計画にお

きましては、現在の石炭を少くとも

五千二百萬トン掘らうじゃないか、こ

ういふようなことを目安に置きまして

やつておるわけなんでありま

す。それに進めますためには、逐次現状の石炭を幾らかずつ毎年増産いたして参りた

重油ボイラーの使用制限に関する臨時措置法も出ております。具体的に昨年五百四十九万キロリッターの重油が消費されておりますが、どの程度に重油の消費を制限されようとするお考えであるか、もつとも農林水産用という部面において私は重油の消費制限をはかることはできないと思ひますが、しかし五百四十九万キロリッターの重油の内容を検討いたしました場合に、相当程度消費制限というのを考え得るのではないかと私は思ふのであります。そういうようなことを考えましたとき、どの程度政府は重油の使用制限、規制をはかつて行かれようとする方針であるのか。

第四の点といしまして今外国炭の輸入がなされております。もつともこれは原料炭であり、特殊炭でありますから、やむを得ないと思ひますけれども、ただ、しかし今日まで見ますると、外国炭の輸入についても十分選別する余地があるように見受けまゝす。国内の石炭資源を確保するためには、外国炭の輸入について一段と工夫をこらす必要があるように私は思ふわけでありまして、この点について経済審議庁長官としてはどのような今年は措置をとられようとする御方針であるのか、承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) ただいまの御質問の本年度の石炭の産額は幾らになるか、こういうことであります。これは四千三百萬トンといふことに進んで行きたい。三十年度は四千三百萬トン。

それから低品位炭をどの程度のものを使つて、そして幾らの投資をして、幾らの電力をふやすかといふこと

につきましましては、詳細の数字をあつて取り調べましてお手元に差し上げることにいたしたいと思ひます。

それから第三の重油の消費規制でございますが、重油の輸入は三十年度は五百五萬トン、三十二年度は四百九十五萬トンに減して行きたいといふ所存でございます。

○田畑金光君 今の長官の御答弁は私の聞きたいと思ふことをほとんど、資料がそろつていないためでもありませんが、答へられていないわけでありまして、私はどうも経済企画庁とか、こういう長期の経済計画の策定及び推進をはかれるという新しい構想をもつて進まれるといふ思ひがなければ、産業計画の最も大事な燃料計画、熱資源の計画等についてももう少し具体的な構想と申しますか、基本的な考え方等があつてしかるべきだと思ひますけれども、どうも今の御答弁では要領を得ないわけでありまして、これじやどうも今後の経済審議庁あるいは経済企画庁の運用というか、あるいは権威というか、私は疑わざるを得ないわけでありまして、この点は一ツ適當な機会に私の今質問しました諸点について、長官から明確な御答弁を願ひたいと思ひます。ことにただいまのお話によりますと、今年度の石炭の需給計画は四千三百萬トンに置いておられるといふようなお話であります。四千三百萬トンについては政府は責任をもつて石炭の需給をはかるだけの熱意をお持ちであるのかどうか、この点をお尋ねしておきます。

○国務大臣(高橋達之助君) 四千三百萬トンの数字は、これは通産省ともよく打ち合せした上においてやつておるわけでありまして、通産省と協力いたしまして、これは必ず需給関係をバランスして行きたい、こう存じておる次第であります。

○田畑金光君 先ほど申し上げたように政府の今の熱資源の計画的な今後の生産、需給、配分、こういう点については後の機会に御答弁を願ひたいと思ひます。

それで次にお尋ねしたいことは、昭和三十年度経済計画の大綱を見ますと、労働力の雇用、あるいは就業、失業者数の問題であります。この点について若干お尋ねしておきたいと思ひます。まず基本的には、この経済自立、総合経済六カ年計画の方針といふものは、日本の経済の自立と同時に、完全雇用の達成、これが二本の柱になつておると思ふわけでありまして、その中の完全雇用の問題であります。が、今審議庁長官が提出された資料によりますと、三十年度においては二十九年度に比し総人口百三十三萬の増加、生産年齢人口は百三十萬の増加、労働力人口は八十四萬の増加になると推定しておられるわけでありまして、この新しく増加してくる労働力人口あるいは現在すでに本年三月の、信賴していかどうか疑わしい総理府統計局の資料によつて、完全失業者が八十四萬出でるわけでありまして、こういう雇用、失業情勢に對処いたしまして、政府は本年度も昨年並みに完全失業者といふものは六十三萬程度にしたい、六十三萬の線を維持したい、こういうお考えであります。一つこの雇用、失業問題に對しては、あるいは失業対策に對しては、どのような御方針をお持ちであるのか、この点、

この計画との関連において長官の構想を承わつておきたいと思ひます。

○国務大臣(高橋達之助君) 大体に失業者の数は、昨年は六十三萬人でございますが、本年も六十三万人にどうもたいと、こういう工合に考えておるわけでありまして、で、現状のままで、そのままで置いておけば約二十萬の失業がふえると、こういうことは算定の基礎になつておられて、そのうちの一部をこれは転業の方に持つて行きます。一部分を大衆公共事業、特に治水治水並びに鉄道、道路、その方面に持つて行きたい、こう存じておる次第でございます。それで大体六十三萬人、昨年同様にとどめて行きたい、こういう趣旨で進んでおるわけでありまして、

この計画との関連において長官の構想を承わつておきたいと思ひます。

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めて下さい。

午後三時三十分開会
午後二時一分休憩
午後三時三十分開会
○委員長(新谷實三郎君) 休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。ちよつと速記をとめて。

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めて下さい。

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始めて下さい。

御意向のようでありまして、経済審議庁で発表されております総合経済六カ年計画の構想といふのを見ますといふと、六カ年計画の最終年度である三十五年度には、労働力人口の二割に失業者がなる、それだけ減少するのだ、こういう数字になつておる。もつともこの数字その他の説明については、最後に断つておきます。これは中間報告であり、その後の情勢の変化によつては変わることもあり得るのだといふ断わり書きがついておる。この数字を最後のものだと私は私も考へないのですけれども、それにしまして、果して本年度政府の方で一応二十萬増加するものと認めておる完全失業者数が、六カ年計画の最終年度には四十三萬五千ですか、ということになる。この結論は、私はかなり問題があるのじやないかと思ひます。人口はこれによりましてといふと、九千三百七十九萬五千人に増加する。労働力人口は二十八年度を基準として、一〇・五%増加するわけ。労働力人口が……完全失業者はあべこべに三五・一%減となる。ところが國民の総生産はどうなるかといふと、二十八年度の基準に對して二割三分強の増強、それから貿易の方を見ますといふと、輸出では二十八年度を基準として、これはまたばかにふえているのです。八割八分もふえる。輸入の方はどうかといふと、輸入の方は六・六%の増加、こういう数字になつておる。國民総生産の数字そのものもかなり問題があるし、それから輸出と輸入の問題について、この数字のとり方は非常に私は疑問だと思ひます。労働力人口の二割に完全失

○政府委員(松尾金藏君) ただいま御指摘のごさいました今後の輸出の伸びについて通貨地域別にどういう目標があるかというお話しであったと思いますが、これは非常にずっと先のことを今からその通貨地域別に厳密な見通し、計画ということは非常にむずかしいのでありますが、当面二十九年度から本年度に至ります傾向を追ってみまして、通貨地域別にどういう方面に日本の輸出が伸びるだろうかという点になると思います。御承知のように二十九年度におきましては、米ドル地域にも輸出は御承知のように大幅に伸びましたけれども、同時にあるいはそれ以上にポンド地域への輸出が非常に伸びたことは御承知の通りであります。御承知のように二十八年度の輸出が十二億何がしであったのに対して、二十九年度、前年度におきましてすでに十六億ドル、そこに三億何千万ドルという輸出の伸びを見たわけであります。本年度の計画といたしましては、さらにその上に五千万ドルの輸出の伸びを計画として見込んでおるわけであります。今年度におきましての大体の傾向といたしましては、前年度に比べまして、オーブン・アカウント地域に対する輸出の伸びは、御承知のように地域別に見て参りますと、かなり困難な問題があるようであります。御承知のように、たとえばインドネシア地域のような所におきまして、日本の輸出は伸びることは伸びますが、オーブン・アカウント勘定の関係で焦げつきになり、これに対してある程度の制約が出て参るような地域があるわけであります。あるいは地域によりましては、向うの手持外貨の関係

で、やはり向うの方で輸入制限をせざるを得ないような地域等もございまして、いわゆるオーブン・アカウント地域に対する輸出の伸びは、前年度に比べまして本年度は落ちるでありまして、今後オーブン・アカウンと地域という制度そのものに對しても、將來の問題としてかなり問題があるであろうというふうに考えております。ドル地域に對しましては前年度も伸びましたけれども、本年度はやはり引き続き輸出の伸びは、ある程度あるいは相當の期待ができるように考えております。御承知のようにガット加入による効果ももちろんあるでありまして、尤もかりにそれのみでなくして、全体にドル地域に對して日本の物資、あるいは雜貨、あるいは食料品というよりなものは、あるいは食料品といふよりなものを中心に、前年度に引き続き米下ル地域に對する輸出の伸びは期待できると思ひます。あとスターリング地域に對する問題でありますが、これは御承知のように、現在ポンド地域に對する協定の今交渉中でありまして、これに對する關係は多大の影響を認むと思ひますけれども、しかし最近本年度に入りましてからのポンド地域に對する輸出の伸びの傾向を見ましても、本年度の輸出の期待はできるというふうに考へております。三十年度、三十一年度にも、引き続きましてこれらの地域に對する輸出努力によつての伸張ができるというふうに考へ、期待をいたしておるわけでありまして、もつとも先ほど政務次官から御説明がありましたように、こゝろいろいろの通貨地域別の問題は、ずっと長い將來のことを考へてみますと、現状ですぐに判斷することに

とは必ずしも適當でないのではないかと
思われるのであります。現在のい
わゆる双務協定によるオープン・アカ
ウント地域に対する制度は、長い目で
見れば相当の變化を加えらるべきであ
りましょし、ポンドの地域あるいは
全体に世界通貨が自由交換の方向に
向つて行くということを考えますと、
ただいま申しましたような通貨地域別
の見込みがそのまま長い将来に向つて
伸びて行くというふうに……伸ばして
考えるというわけには必ずしもいかな
いと思ひますが、全体として二十八
年から九年度に、御承知のような非常
な輸出の躍進を見、二十九年から三
十年度に対して五千万ドルの輸出のさ
らに伸びることを期待いたしましたので
ありますが、この計数も最近の実績と比
較してみますと、かなり固い数字であ
るように私どもも感じております。そ
ういう見地から申しまして、二十八
年に比べれば、非常に大きな輸出の伸
びになります、二十九年度、三十年
度の現在までの実績に照らしてみまし
ても、現在三十一年度以降の目標も、
決して無理な傾向値ではないように考
えておるような次第であります。

○堀眞琴君 先ほど加瀬君がちよつと
質問された問題ですが、経済六カ年計
画と防衛計画の問題です。高崎長官
は、国民の負担力が基礎なんだ、防衛
計画の場合ですね、そういふお話が
あったわけですが、国民の負担力につ
いては、別に具体的には説明がなかつ
た。その問題をどなたでもいいからお
答え願ひたいと思ひます。一体国民
の負担力というものをどの線に押える
か、どの程度をもつて国民の負担力と
するかという問題です。国民所得は、こ

これは宅計算ができると思います。国民所得の二・何％が日本の場合においては防衛力の限界だというお話を長官はしておられます。これは国によつて、その経済の底が高いか浅いかによつてだいぶ違う問題で、アメリカのよりに経済力が非常に強い所では、国民所得のパーセンテージははるかに上でしようし、弱い所では一％でも非常な負担になる、こういうことが考えられるわけですが、長官は、また経済審議庁で考えていられる国民の負担力というものは、具体的にどの辺の線で押えるかということをお尋ねしたい。

○政府委員(酒井俊彦君) お答え申し上げます。これは先ほど長官がお話し申し上げましたように、過去二、三年の平均をとりましても、防衛費全体の国民所得に対する割合は、二・一とか二とか、その辺の割合になつています。従いまして一応われわれが六十年計画において考えておりますのも、国民所得に対してその比率がそんなに大きく働かない。まあ二％台というところなどには大体見当をつけて、そのぐらいがまあ防衛関係費の限度じゃないかというふうに考えております。なお、先ほど長官が国富のことをお話しになりました。これは堀さんからお話をございましたように、底が浅いかどうか、底が高いかどうかというような点でかなり問題になつてくるのであります。しかし先ほど来申しましたように、現在のところは、国富の調査は昭和十年に統計をとりましたの、国富の調査をこれから経済審議庁でやるというところでございます。なかまそつちの方からは判断の材料が、

今すぐこへ出てくるというわけのものでもないと思います。それらをあわせますと、ほんとうのところがだんだん固まってくるのだと思います。ただいまのところは、国民所得との比較をながめまして、大体過去の比率をそう大きくは動かさないだろう、そんな気持ちであります。

○堀眞琴君 防衛計画については、ただいま衆議院で問題になっておるような工合で、もう出したとか出さぬとか、あるとかないとかいうことが問題になっているようですが、しかし一応国民所得の観点からその大体の規模というものがきまってくるというお話。ところが防衛計画の方は、これは日本側だけの意思できまるのじゃなくて、アメリカ側の意思が多分にそれを左右しているわけです。この間の日米の共同声明でも御承知のように、三十一年度、三十二年度においてはさらに増強するのだということが約束され、またアメリカ側においては、日本の国防に ついての、その一応の線を設けようとして出しているわけです。あの線までもしも増強されるということになる と、しかも、それが大体三十五、六年くらいまでだろうと思いますが、そう なりますと、日本の国民所得の中に占める防衛費といいますが、あるいは防衛力の関係の費用というものは、非常に私は増大してくると思う。そういう点、かなり経済計画の方も変わってくるのじゃないかと思う。防衛計画に従ってこれの方が変るといふ私は可能性があると思う。これは中間報告だと断わっておるから、防衛計画がさらに拡大されれば、従ってそれに応じたようにこの数字も変えて行く、こういうこ

とになるのだと思いますが、そのように考へて間違いないですか。

○政府委員(酒井俊彦) ただいまのお話でございしますが、私どももいたしましては、日本経済の安定と申しますか、自立と、それから雇用の増大ということが前提でございまして、そういう自立経済をこゝす、あるいは安定をこゝすというところ、防衛計画を考へるというところは、これは国全体としてマイナスじゃないか。そういう点につきましては、もし将来ともアメリカとの共同防衛というような面ではいろいろ話が出ても、それは十分にアメリカ側の納得を得るものだと、こゝういふふうに考へております。ただいま申したように、防衛計画の方が先行してこの計画が変つてくるのではなくて、この計画において大体の規模というものがきまりまして、その中でやつて行くように調整して行きたいと考へております。

○堀眞琴君 私が尋ねたいのは、防衛計画というものは、向うの意思によつて、かなりの程度において左右されるわけですか。あなたは日本側の意思、つまり日本の国民経済を破壊にまで導いて、それで防衛計画を進めるつもりはないし、向う側もそのことは十分了解するだろう、こゝういふ御答弁なんです。ところが向う側の日本の国民経済なり、あるいは長官の言う国民の負担力というものの対する評価の仕方と、こつち側の評価の仕方というものは、相当違ふと思ふのです。現に昨年池田勇人氏が行つての交渉の過程について見ましても、最後には落ちつくところへ落ちついたようでありすが、しかし向う側の要請してある

ところは相当きつものだと思ふ。ましてや今後アメリカ軍が日本から撤退する、こゝういふ事態も考へられると思ふ。わづか日本には飛行場を持つとか、あるいは港を保有するとかいろいろの程度にして、あとは大半引き揚げることを、一応向う側で予定しておけると思ふ。その場合、日本の側でそれに見合ふだけの、あるいはそれ以上の、向う側が現在持つておる以上の防衛力を日本において増強しなければならぬという結果になると思ふのです。その場合、結局六カ年計画を立ててみても、それは根本的に破壊されて行くのじゃないかということを中心配するわけでありまして、それを考へておるわけでありまして、その点についてはどういふ工合にお考へになつておりますか。

○政府委員(田中龍夫君) ただいまの御質問でございしますが、防衛計画の考へ方におきましては、ただいま政府委員からお答へいたされた通りでございしますが、経済計画といたしましての考へ方は、この防衛生産に関連いたした問題は、いわゆる総体を概観いたすわけでありまして、その考へ方は、ただいま御説明申し上げましたように、国民所得、総生産といったようなこととにらみ合せまして、同時にまた日本の経済の安定が破壊されないという線において、われわれは日本側といたしまして、今後将来ともにこれについて主張もいたして参らなければならぬものと、かように考へます。

○木下源吾君 総合経済六カ年計画といふものですね、これは全体の日本の財政面とか生産、こゝういふものとの関連は緊密についておつて、この計画によつて遂行する、こゝういふ考へなんですか。

○政府委員(田中龍夫君) この六カ年計画は先ほど申し上げましたように、雇用なり何なりの問題とか人口の問題が、今後日本の一番大きな問題になりますので、それに対して国民の労働力人口に対します就業の機会をどう与えて行くかという観点に立つてこの目標を示したものであります。ことに資本主義経済下におきます計画でございまして、企業家の自主性なり、あるいはまた創意というふうなものを十分に残して、その方向に誘導しなければならぬ目標でございまして、この計画をそれ自体に当りましては、もちろん財政の問題につきまして、その他方般の問題につきまして、大蔵省なり、あるいはまた各省と緊密な連絡をとつて、ここに概定いたしましたわけでありまして、これはあくまでも目標でありまして、この目標を達成いたしますために、あらゆる諸般の施策を並行してこの方向に持つて参るというのが、この計画の根本でございまして。

○木下源吾君 そのためには経済審議庁はよほどの権限がなければならぬと思ふのですが、今のような権限でやれるんですか。

○政府委員(田中龍夫君) 権限の強化の問題でございしますが、これはいわゆる統制経済下におきます総動員法によつて、ああいった強力なる統制経済という形はとり得ませんが、少くとも経済審議庁といたしましては、ここに御審議をお願いいたしておりまするような権限を持つことによりまして、逐次この目標に向つて万般の施策を誘導して参る。それで現在、先ほど来いろいろと御質問がございしましたように、もつと強大な権限を一気に持つべきじゃないかといったような御意見もございしますが、われわれとしましては一応この程度の権限を持つことによりまして、摩擦その他の問題を避けて、同時に所期の目的を達して参りたい、かように考へております。

○木下源吾君 私はこゝういふような総合経済、まあ計画経済、こゝういふようなものは、少くも社会主義的な、この強い政治力、こゝういふものでなければ達成困難でないか、言いかえれば達成はできないのじゃないか、こゝういふように考へておるんですが、皆様方は今のようないくつかの自由主義経済のもとにおいて、しかも自由主義諸国間の提携を基盤として、こゝういふことが本気になつて達成できると考へられてゐる根拠を承わりたいのだな。

○政府委員(田中龍夫君) 経済の計画におきましては、いわゆる社会主義諸国におきましては、いわゆる計画経済もございしますが、同時にまた自由主義経済下におきまして、これを何でもかんでも放任してよろしいというのではない。たとえば今日の日本経済が、自由経済であるとは申しながら、やはりそこには外貨の割当でありますとか、あるいはまた資金その他の面の調整でありますとか、いたしておつたわけでありまして、あるいはまた民間の諸企業において、国家の進むべき方向とは違つておりましたり、あるいはまた二重投資、三重投資といったような不経済投資が随時に勝手に行われるといったようなことは、これを抑制し

なければならぬ。そういうふうな関係から、自由主義経済下におきまして、やはり戦後のドイツにおきましても、あるいはまた今日いたしておりますイタリヤの場合、あるいはまたフランス等の場合、自由経済下において、やはり進むべき目標を示すことによりまして、また諸般の政府の施策と相対して計画化したして参るということも、これも当然な事柄ではないか。社会主義経済下におきます権限的な統制経済とは異なりますが、民間の創意なり、工夫なりを十分生かしつつ、しかも自由主義経済下において、この国家の針路を明示して、その方向に向わせるというのが今日の経済計画の一つの建前でございます。その点どうぞよろしく御了承いただきます。

○木下源吾君 そうしてみれば、少くとも銀行くらいは国でやらなければならぬのじゃないか。日本銀行あたりで、国の、つまり国家の方で、ほんとうに強力に統制してやらなきゃいかぬ。重要産業の面だけでも、国の方でもう少し国営といふすかね、こゝういふまでは行かぬでも、やらなければならぬのじゃないか。つまりあなたの今おっしゃつておるような点では、一方においてやはりこの統制はぜひとも必要であるという要請に基いてこれはできてきたのですから、こゝういふもの

と自由のものを国民は選択して、どちらの方が便利だということがだんだんわかる過程において計画が遂行されて行かなければ、計画は国の権力によるいわゆる官僚統制といふものに墮してしまふのではないか、こゝういふように考へるので、一部のものをやはり公營

にして、そして進んで行くのでなければ、国民がみずからどちらがいいのだという選択をする機会がないのじゃないか、こう考えるので、そういう点についてはどういふようにお考えになつておるか。

○政府委員(田中龍夫君) ただいまお話しになりました通り、この経済計画の遂行に当りましては、やはり国民のほんとうの納得と理解のもとに話し合いなり、納得の行く姿において、民間の創意、工夫も十分生かして、そうしてその方向に進めて参りたいというのが、この経済計画の骨子であります。そして同時にまた、ただいまお話し金融その他の面でございますが、これには今日でも、たとえば日本銀行の政策委員会、あるいはまた開業銀行等によりまする指導的な金融とか、あるいはまた長興銀等についての重点的な誘致といったような面で国家意思を反映させながら誘導して参る、かように考えておる次第でありまして、金融面におきましては、ただいま申し上げた御指摘のように考えておる次第であります。

○木下源吾君 少くもこの計画を、総合経済六カ年計画というものを作らなければならぬという現実、政府は認めておるわけですか。これは何を意味しておるかという、自由主義経済だけでは国民をもうまかなって行くことは不可能だといふこれは基礎の上に立つておるわけなんですか。いいですか。そしてこの総合経済を樹立する以上においては、国民に今このようにして生産力がまだ発展して行くのだという見通しが立つておらなければならぬ、生産力が。この生産力があつた方のこの計画において真に発展して行く

かどうか。私はなぜかという質問をするかという、すでに石炭鉱業においては、今日五千万トンから四千万トン台にもう操短をしなければならぬ。そうして中小を切つてしまわなければならぬ。こういうように生産力をかえつて縮小しなければならぬ現状になつてきておるのです。で、果してこういうようなことで、生産力の増強をどこに一体求めるか。これが問題だと思ふのです。この点について実際に生産力を増強し得る、まだ生産力が上昇するのだという、この資本主義下においてそれが可能だといふ考え方において進んでおるのか。現実にはそういうふうな重要産業の石炭鉱業などというものは操短しなければならぬ、こういうように現実にはぶつかつてきておるのだ。こういう点について説明はつきりますか。

○政府委員(田中龍夫君) ただいまの御質問でございますが、われわれはいわゆる自由主義経済下におきまして完全自由といったような姿ではございませんで、やはりそこには計画性を持った方向付けなり、また国家的な重点形成が当然必要であると考えています。その場合に資本主義経済下においてなお生産力の伸びは期待できるか、こういう御質問でございますが、われわれは今日のいわゆる国民所得の伸長と、同時にまたその国民所得によりまして蓄積をさらに計画的に第一次部門なり第二次部門なりに投入することによりまして、さらに生産力の増強をやれます。またやらないとすればならぬ、かように考えておるものであります。で、この計画をそれ自体がさうな意味で蓄積資本を計画的に投入をする。

また再生産性をさらにここに一段とつけて行きますための施策と考えておる次第でございます。

○木下源吾君 ただいま私伺ひしたのは、現実には石炭産業のような重要産業が生産を切り詰めるなければならぬ。さきには五千万トン、今度は四千万五百万トンというので、そういう事態になつておるのに、お話しのように生産力が増強できると、こういうことで計画を進めておられるが、現実にはそういうふうな減退しておる。この矛盾を説明がつくかと、こういうことなんですか。

○政府委員(田中龍夫君) ただいまの石炭の具体的な例でございますが、コスト等の関係で有効需要がつかないで一応縮んだという結果ではございますが、そのためにわれわれはあくまでも石炭を合理化して、そうして一方においては消費の面におきまして、燃料だけの石炭を考へるのではない、原料としての石炭の面も新しい分野を開拓しなければならぬ。さらにまたその有効需要を増大する、そのための資金的な方面におきましてこれを裏付けて、そして特に輸出の伸長に対して打開をして行くといったような各般の具体的な施策が一連の関連を持って盛り込まれておるわけでございます。で、石炭におきましても今日四千二百万トンといたつたような縮んだ姿であります。これはどうしてもわれわれは五千万トンの有効需要を与えて行かなければならぬ。同時にまたこのエネルギー源であります燃料のコストも低めて、そして生産されたものをやはり国際相場に置きまして、輸出力を増大しながら生産性の

の向上をはかつて参りたい。かように考えております。

○木下源吾君 どうも今私のお尋ねしておることは説明がつくかと思ふのですが、まあこれはそれでよいのです。が、ここには中心は完全雇用、完全就業、ここに目標を置いておられるようでありまして。これができるならばこれはもう大したものなんです。これは社会主義でなければできぬというのが定説だ。そこで、もちろん今の生活生活のできないような最低賃金、そういうものであればそれはどうかともわかりません。だからこういうふうに完全雇用ということ、失業者をなくするのだということをうたつておる以上は、やはり生産が増強して行くことにこの根柢は立たなければならぬのだが、現実には石炭鉱業においてもすでに今のより五万人も六万人も合理化によつて首切られなければならないという逆な現象が出てきているのです。特需の面においてもそうですね、特需を減退させるといっているのだが、あるいはまたここにお書きになつておる通りに、三十五年には特需がなくなると書いておられますし、従ひましてここにはだんだん特需関係あるいは駐留軍関係の労働者なんというものは不必要になりますね。これもやはり五万、七万というように不必要になる。それを一体どうの生産に向けるか。今あなたの言うのは、輸出を伸ばすといふおられます。真にこの輸出を伸ばすためにはどういふ方法でおやりになるか、それが解決されなければならぬ。この輸出を伸ばす基本的な構想を示してもらわないと、ここに目標を書いただけでは

納得行きませんね。これを一つ御説明を願ひたい。

○政府委員(田中龍夫君) ただいま輸出を伸ばすといふ姿において申し上げましたが、輸出が伸びまする前提には、国際価格に日本の物価といふものを持つて参らなければならぬ。同時にまたそのための生産の増強の合理化もいたさなくてはなりません。あわせてわれわれはいわゆる蓄積資本を重点的に拡大均衡の姿に追い込んで行かなければならぬ。ことにその部門といたしましては、いわゆる第一次の部門にいたつてもある程度までの限界がございまして、特にわれわれは第二次部門なり第三次部門の増強といったような面を考えて参る、それからまた強化いたしまする対外貿易の振興にしましては、輸出品目の改善でありますとか、あるいはまた輸出機構の整備でありますとか、そういう面とあわせて国内の生産体制もそれに応ずるような拡大生産の方向に持つて参りたい、かような施策のもとにこの計画を立てられておるわけでありまして、いわゆる社会主義経済下におきまします計画経済とは姿を異にいたしますけれども、資本主義経済下におきまして、そういうたゞあくまでも理解と納得の上になつた一つの目標を掲げて、そうしてこの推進をはかつて参る、かように考えております。

○木下源吾君 それではまた石炭の例をとりますが、コストを安くする。安くするためには石炭を安くしなければならぬ。石炭を安くするためには合理化をせよとならぬ。そうして失業者を出さねばならぬ、こういうことになつておると思ふのです。現実にはそ

納得行きませんね。これを一つ御説明を願ひたい。

だと思ふのです。コストを安くするに
はそういうことになる。このような矛
盾ですね、この矛盾は一体どこに結び
目があるのでしょうか。そういうよう
なことをしなくても自然に輸出が伸び
て行くようなことにならなければなら
ないのであるが、輸出はコストを安く
しなければならぬ。コストを安くす
るのには今のうちに石炭を安くしなけ
ればならぬ。石炭を安くするのには
五万、七万もの失業者を出さなければ
ならない。こういうようなことでは
これは目的に沿わないのです。これ
をどうすればそういうふうに行かない
でコストを安くできるか、こういうこ
とです。

○政府委員(田中龍夫君) ただいまの
お話をさせていただきますが、石炭の例をお
とりいただきますが、これは一つの
進行過程の断面でございまして、われ
われは失業者が出るようではこの計画
の目標とはおおよそ隔りがあると思つて
おります。この計画それ自体が完
全雇用を目標として、そして増加人口
と合せて昭和三十五年には労働力人口
の一割までに完全失業者を少くして行
こうというのがこの計画の目的でござ
いますから、そこに失業者が陸續とし
て出てくるというふうな姿では相な
らぬのであります。そのために今の石
炭の場合には一つの進行過程の断面で
ございまして、われわれといたしまして
はあくまでもいわゆる他の面の有効需
要にふりかえて就労の機会をお与えし
て行かなければなりません。同時にそ
れでも救えない面におきましては、あ
るいは公共事業等々の面で吸収をして
行く、さらにその残った面を失対事業
にふり向けて行く、われわれといたし

ましてはそういうふうな失業者の方
が出ないようには、何とかこの計画をい
たそうというものがこの計画でございま
すから、よろしくお願いいたします。
○木下源吾君 ところで……大分善い
かやめましようかな。(笑) 一体今ど
のくらい払っていますか、日本の金利、
中小企業なり何なり日本のその事業を
やっておりますものの金利はどのくらい
払っておるか。この間二銭三厘です
か、今、日歩二銭四厘を一厘だけ引き下
げることを金融界ではやかましく言っ
ておりました。それで一厘下げると年
間五十億とか違ふのだ、日歩二銭四厘
を一厘下げると、二銭四厘というとい
千何百億になるのです。年間の金利
が。これは小さいところまで入れたの
じゃないのです。で、けさ新聞を見
ますと、世界銀行が年一割を九分にす
るといふと、これも二百何十億くらい
の金利をなにするようになるんだ、
一年に。日本の今の大金業なり中小企
業なりひっくりくるめて一千何百億も金利
を払っておつて、そしてそれが最後に
はどこかへ行く、よその方へ皆とられて
しまふような仕組みらしいのですが、
そういうことをやめないで、どうして
一体、国民生活の消費水準を上げられ
るかというところが大体問題の一つです
よ。それから輸出を伸ばすのはもう至
上命令です。これは私はもう同感で
すよ。まあ第一一番に私たちが足りない食
糧を、足らないのを外国から買つか
ら、そのかわりにこちらから物を外国
にやつて、というのが貿易の一番の今
は中心でしよう。そういうようなとき
に国内の食糧をたくさん増産するとい
うことに努力を怠つておつて、向うさ
んばかりに、外国にばかり依存してお

ることは、これはもう私はおかしいも
のだと思ふのです。食糧増産、まず
そこらから自立経済を立てにやいかぬ
のじゃないか、ところがこれは今まで
土地改良とか食糧増産に対して日本
の政府がなんぼやろうとしてもアメリ
カのあの余つた農産物のいい市場で
からね日本は、今世界中のいい市場な
んだから、これは今までもあまり向うさ
んはきげんよくやつてくれなかつたの
ですね。今はこの愛知用水とか北海
道の篠津原野とか根釧原野とか言つて
おりますが、こういうことに唯々諸々
としておつたのではこれは問題になら
ぬ。しかも高いのですから、相手から
来るのは。それと、この間も長官に私
が言つたように、貿易のコストを下
げるのであるならば、もっと近いところ
から安い原料を……。これは何とい
ても至上命令ですよ。そういうことを
私は抜きにしては六カ年計画は、こ
れは絵にかいた猿たちではないか、
こんなもの……。 (笑) いや、ほん
と。そう言いたくなるんですね。外国
の侵略がおそろしい、日本の国土が
荒廃するから防衛しなければならぬ
といつて二千何億も使っているん
ですよ。どうですか、台風一つ、二つ
続けざまに来るといふと……。台風
の侵略をあなた方は考えなければなら
ない。台風は侵略されるのを……。
これに対して何の一体防衛を使つて
いるか、これはまったく本末転倒し
ておりませんか。この間からも方々
で水害だ暴風雨だといっているが、そ
んなに国土をこわされるのがおそろし
いんだつたらば、なぜそれに一体二千
億でなくともいい、年一千億でも五百億
でも経費的にこれをやらないか、あの

九州の宮崎に私は行きました、これは
九州の北海道という。行つて見ると
いうと、川が――原始河川です。そう
して川のまん中が土砂で河床が両側よ
り高くなつていふんです。そんなこと
で侵略をおそれているなんてだれも本
気にして受け取りません。あの暴風雨
の侵略に対処しなければならぬ。そう
しなければ自立経済なんが達成できな
いのではないかと思ふのです。そうい
うところに基礎を置いてお考えになつ
たのか、何でもかんでもここに並べて
おけ、あしたのことはおれは知らぬと
いうのか、これを私は疑うんだが、本
気になつてやるなら、もう少し核心に
触れたことをおやりになつたらどう
か、こういうことを思つていふので
す。政務次官にじめるわけではないが、
実際まじめに政治をやるなら、もう少し
のことをおやりになつたらどうかと
思ふから聞いていふわけですよ。貿易
だつてあんな高い鉄鉱とか粘結炭を
買つてきて、あんなものたくさん押し
つけられて、米だつてあつてこれから来る
のはなんぼですか、百円くらいでくる
んでしょう。中国から常米とか河北
米といふりつぱな米が来る。加州米な
んぼですか、これは二十円も三十円も
高いじゃないですか、そんなもの何と
も貿易伸張なんかできないにきまつて
いるのだから、そういうことであなた
方やつたら、てんで失業者続出です
よ、これは……。そうして得るところ
は何もない。一体これは最後の三十五
年にエンゲル係数は幾らになるわけ
ですか、これは一体。私、今から言つて
おきますが、しつかりまじめにおやり
をお願いします。

○上林忠次君 先ほどから話がありま
すように国の再建のためには輸出以外
にないのだということになっておりま
す。ところがどの商品を見ても、
輸出はできない、約二割か三割高い。
為替のレートが、きめましたあのレ
ート三百六十円、一ドル為替のレートが
ずっと悪いじゃないか。果して企業の
合理化をするなり、種々の工作を講じ
て三年、六年後になつてこの二割、三
割の無理な今の為替の割合、これがパ
ランスがとれるようになるのかとい
ふ点であります。私はこの際平価の切り
下げ、これは大きな日本の経済の混乱
を来すかもしれないが、やらない
といふかぬのじゃないか。かような状態
で、どこをつかんでもそう数年のうちに
二割や三割のコストの引き下げもで
きない。いかに貿易国策といひまして
もこれはできないのではないかと考
える。これに対して経費の方はどうい
う工合にお考えになつておるのですか。
○政府委員(酒井俊彦君) ただいま平
価切り下げのお話が出ました。日本の
ような国情におきまして、平価を切り
下げましてこれは単にその効果はほ
んの一時的なものでございまして、か
えつて通貨価値が動揺するといふこと
によつて国民の貯蓄なり何なりが滅
てくる、国民生活が相当の脅威を受ける
といふようなことがありまして、平価の
切り下げというものは、考へるべきでは
ないと考へております。この六カ年計
画におきまして、そういうことは全
然考へておりません。
それから国際価格の比較でございま
すが、おっしゃいましたように相当国
際的に割高なものもございします。しか
しながたたとえば繊維関係とかいうよ

うなものは、国際商品並みあるいはそれ以下に下っております。それから鉄鋼等が少なくともヨーロッパ並みの価格になっております。まあ機械とか化学関係で若干高いものもございますけれども、しかしそういう高いものにつきますしても、まあ先ほどのお話のような、石炭合理化を基盤にいたしまして、産業の合理化政策というものを強力に推し進めますならば、私どもは三年、四年たちますうちに、日本の物

○上林忠次君 最近肥料が少し出るようになっておりますが、これが石炭の、炭鉱の方の大きな犠牲でたまたま安い石炭が来たから輸出もできる、その他の商品に至りましては、いろいろな政府の処置のバックをしないと、実際出ておらぬ、どういふような品物が出るか、私はおそらく日本の品物は交付金とか政府の奨励金、あるいは内地価格と貿易価格を変えろというようなことをしないと、実際はできないのじゃないか。かように全産業を見ますと、どんな手があるのか、将来コストを安くしますます労働者を全部完全雇用して、大きな生産を上げていくというためには何かいい目標があるのか、どういふような措置をとるのか、大体目安がついているのかいないのか、これで一応やつて見ようという程

度なのか、臥はどうも心細く前途を考
えている。たまたま六カ年計画が出て
おりますが、ただ計画だけで希望的な
計画だ、おそろくこれには政府も自信
がないのではないかと考えるのです
が、ほんとに工場の合理化、産業の全
般的再編成というようなことができる
見込みがあるのですか、どうですか。
政府としての確信のあるところを一
つ、これは大きな問題でありますけ
れども、お話し願いたい。

○政府委員(松尾金藏君) ただいま御指摘のごございました点は、今後の日本の特に経済自立の観点から、最も重要なポイントであるわけであります。先ほど二十九年年度、三十年年度、この二、三年の輸出の見通しと申しますが、計画の根拠を説明いたしたいと思ひますが、結局は輸出の振興の、輸出を伸ばすための最終的なベースとなりますのは、ただいま御指摘のごございました輸出品価格の問題になると思ひます。ただ先ほど総務部長からも御説明いたしましたように、いわゆる国際価格と日本の物価水準とをそのまま比べるということは非常にむずかしい問題であります。かりにたとへば先ほど例におあげになりました硫安のごときでも、これを世界市場の、世界の各国の生産コストと比べますと、なるほど現在の日本の硫安価格は決して世界一安いわけではないわけでありますけれども、しかし最近のように硫安の引き合いが非常に多くて輸出が伸びておりますのは、日本の生産コストが比較的安いというこのほかに、日本が硫安の需要地に近い立地条件を占めているというようなまた別な経済的な条件が働いているわけでありまして、鉄鋼等につきま

しても、同じような事情が働いているわけにあります。しかしそういう条件

だけに依存して参るわけには当然行かないわけでありまして、やはり日本の輸出品そのもののコストを下げる事が一番根本的な問題であります。なるほど二十八年度までは輸出についていろいろな人為的な補償と言いますか、策を講じられたことは御承知の通りであります。いろいろなリンク制でありますとか、あるいは損失補償みたいな形で相当輸出を押し出したのであります。しかし二十九年度の経過過程では、御承知のようにそういう意味のものはだんだんにはずして参りまして、よく例に上ります輸出船については、いわゆる砂糖リンクがはずされたならば、輸出船は絶対に出ないだろうというような話もあったのであります。が、そういう見通しもあったのでありますけれども、最近の様子では御承知のように非常に大きい輸出船の契約ができております。もちろんこの際にはいわゆる出血輸出ではないかという問題がありますけれども、それは必ずしも造船部門だけがその負担を負っているのではなくて、やはりその原材料である鉄鋼部門あるいはさらにその原材料である石灰部門、そういうような各産業部門が、それぞれ自分の部門のコストの引き下げの努力、あるいは場合によっては出血に近いような犠牲を払って輸出が現在まで伸びつつあるという状況でございますから、そういう状況にさらに合理化について政府が努力を惜しまないならば、さらにコストの引き下げが可能であろう、こういうことが積極的な輸出の伸張の根本的な

問題であるというふうに考えている次第でございます。

○上林忠次君　まあ確安の例であります、二カ年計画で一〇％下げる、二年間のうちに一〇％下げるというようなつもりでやっていた時代が半年ばかり前にあったのでありますが、まあ一〇％下げて国際市場で競争できるようにするといっているのと、向うは向うでじつとしていない、ストップしていないのだから、こっちが追いついたら向うはそれ以上に進んでいるというようなことでこれは競争にならない、相当向うのアドヴァンスも考えて計画してもらいたいのであります、それはそれとして、こういふような六カ年計画、再建計画というよりなことをやる、それにはよほど経審の方でも腹をきめておられなくちゃならぬという点からお話し申し上げたいのですが、会計検査院が現在諸種の工事施設に対しまして配付した予算通りの、計画通りの仕事をしているかどうか会計法に照らしまして一々検査するわけでありすけれども、その計画自身がおかしいのじゃないか、あるいは設計自身がおかしいのじゃないかというようなことは会計検査院のやる仕事ではない。実際はそこまで行っている仕事に大きなむだがあるのじゃないか。さようなことは検査院がやるのじゃなしに経審がやらなくちゃならぬ、そして目標の工事を合理的な方向に進めて行かなくちゃならぬ、かような仕事は経審の方はやっておられますかどうか。各官庁がやる仕事の設計、計画、これ自身が予算にマツした方向に進んでいるかどうか。

○政府委員(酒井俊彦君) これは主として公共事業、食糧増産等の経費についてのお話であろうと思いますが、これらの点につきましては経済審議庁といたしましては、いわゆる国土総合開発法、これに関係のありますものにつきまして、少くとも各省の計画が総合的に効果を發揮するように、事前に調整はいたしているつもりでございます。ただ現実の設計なり現実にとりう計画でやるかという具体的な点は、各省におまかせしてございますので、そのところまで経審が責任をもって調整をしているという現状ではございません。

○上林忠次君　今回の各行政官庁に対する企画庁ですか——今度名前が變りまして、企画庁の長が行政官庁の長に對して諸種の勧告ができるという改正案があります、あのようなことでほんとうにこの六カ年計画が大体、的をはずれずに仕事ができるか、遂行して行けるかという問題であります、まあ私たちがしろうとが考えるならば、企画庁の長官は副総理がやるとか、一段上に持つて行かないとこういふことはできないのじゃないか。まあ過渡的な氣持でやられたのかも知れませんが、徹底していないと私は考えております。強くやられるのならば、實際に企画庁の考える方向に各官庁の仕事を引っぱつて行くこととするならば、大蔵省をくつつけろ。大蔵省を企画庁にくつつけて一緒にするといふようなことも必要じゃないかと思う。また先ほど申しますような会計検査院もここに入れる。そして強硬にやつて行くならば、六カ年計画の再建計画も私は大體皆さんのお考え通りに遂行できるのじゃないか。今

○政府委員(田中龍夫君) 自由党は自由経済を標榜いたしてはおりましたけれども、しかしながらこれがすべて自由放任でよろしいというものではございません。自由党時代におきましては、御承知の通り、外貨の資金の割当制度をいたして、まずその外貨をきめまして、また国内資金の面におきましても、開発銀行等の政府金融機関を通じて、そのあるべき方向を指導いたしておりましたし、さらにまた長興銀債等の問題につきましてもやはり金融的な一つの施策を講じておったわけでありまして、自由党であるからと申しまして完全自由で参ったわけではございません。またその間には御承知の通りに、輸出振興といったような面でも何力年計画をお立てになつたこともありまして、さらにまた各省におきましても、その自立経済の達成という面でおのおの計画は立つておったわけでありまして、ただ今回の民主党の六カ年計画と申しましたものも、要するに年々百万人からの増殖いたします人口をどういふふうにしてこれに就労の機会を与えて行くかという一つのポイントに立つて今度の計画は逆算いたしておるような次第であります。これについては自由党といひ、民主党といひ御異議のない点だらうと思ひます。ことに民間の創意工夫というものを生かした自由主義経済下においての一つの経済目標を作るといふ意味で、私は全面的な御協力をいただけるものだ、かように考えます。同時にまたこの百万人といふものの増殖いたします人口をどう収容するか、また失業者をできるだけ減らして完全雇用をはかつて行く、三十五年には四十三万という数字

にまでも何とかして国内生産の姿をとらえて行くというこの考え方というものは、私は少くとも八千万の国民の全体の一つの願望だらうと存じます。さういふ意味から各政党の非常な御協力も当然賜ふことが出来るものだと存じますし、同時にまた国民全体の支持をいただくことが出来るものだと、そのためにはわれわれはこの計画をあくまでいよいよ官庁だけの独占的な計画としない、できるだけ引き続き発表もし、また御共鳴もいただいて、その上で深い御理解の上に国民全体の御協力をいただいて行く、これが今回の計画の骨子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○野本吉吉君 私は、経済審議庁というものができて、そして日本の消費経済に關する各種の方策が策定され、強力に推進されるこの御意図に対しては心から賛成をしている人間なのであります。ただ心配になりますことは、先ほど申しましたように、この計画がいよいよ絵に描いたもちに終らせないためには、全国的な支持と協力が絶対に必要です。そういうような国民の理解と協力を求めることに對して、一片の設置法の改正だけではいけないのであります。こういう点についてどういふふうに国民を指導し、国民に対する納得を求めて行くとするか、これは当然この計画を立てると同時に、まじめに考えらるべきことだと思ひ、そういうことについて何かお考えになつておりますか。

○政府委員(田中龍夫君) さういふ趣旨から、われわれはただいま申しましたように、いよいよ独善的な案にいたしたくはないのでございまして、できるだけこれを発表もし、御理解をいただくようなあらゆる機会を作つて参りたい。そして同時に国民の方々の全体の強力な御支援をいただくような方向に持つて参りたいと思つております。同時にまた経審が持つておりまする経済審議会というものもございまして、その審議会を拡大いたしまして、各階、各層の代表の方々もお加わりになつていただきます。さらにまたその下部に専門部会といったようなものを作りまして、ほんとうに盛り上げる力によつてこの計画を推進して参りたいと思つております。またそれに伴ひまして、母体であります経済審議庁の権限等につきましても、今後いろいろと御注意なり御指導をいただきます。改めるべきところは改め、またその計画それ自体も多くの方々の御批判を仰ぎつつ進め参りたい。かように考えております。

○野本吉吉君 全国的な支持と協力を求めるためにいろいろな角度から努力しなければならぬということは、これはだれでもが考えらるべきことだと思ひますが、そこで私があらためて伺ひたいと思ひますことは、民主党、今の内閣が掲げました新生活運動、私は、こういうような事柄は、いわゆる生きた新生活運動として民間に浸透して行くようにしなければならぬのだと思ひ、そこで新生活運動のその後の状況を、私地方へ参りまして聞きますといふと、何やら青年団のキャンプの指導をするといったような格好で、ほんとうに国民生活の基礎を盛り上げて行くという現実的な、経済的な面への新生活運動というものが、具体的に展開されていないのじゃない

かと思ふのですが、私はこの経済審議庁の設置法の一部改正の精神が、国民の新生活運動に直結するような状態になつたときに、初めてあなたの方の意図が実現するようにならうと思ふのですが、これらについてほとんど考えられおられないのじゃないかと思ふのです。いかがでしようか。

○政府委員(田中龍夫君) この経済六カ年計画それ自体には、新生活運動はもちろんな取り上げられておりませんけれども、考え方といひましては、ただいま申し上げましたごとくに、要するに国民全体の盛り上げる一つの熱意をもつて踏み切つて行かなければならぬ、官製のものであつてはならない、その精神におきましては、新生活運動とも相関連がございしやうが、私どももいたしましては、このやむにやまれない日本国民の一つのあるべき方向としてこの経済六カ年計画の姿を十分国民の間に理解、徹底いたすように、そしてまた国家の再建という大きな目標の前にあらゆる階層の御協力と建設的な御意見を取り入れながら進んで参りたい、かように考えております。

○野本吉吉君 私は経済六カ年計画の策定、推進といふこと、これはど大きな日本の新しく立ち上がるための新生活運動はないと、こう考へるんです。従つて政府が考えられておりました新生活運動の展開と、これとの関連なしにはどちらとも考えられない、そういうふうな考え方であるわけですね。まあきわめて抽象的な議論でありますけれども、そういう意味において、今後最善の努力を払われますように希望申し上げます。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑はございせんか。……別に御発言もないようですから、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見のおありの方は討論中においてお述べを願ひます。

○千葉信君 私は本法案に對して次の修正案を提起し、この修正部分を除く原案に對して賛成をいたします。まず修正案の朗讀をいたします。

経済審議庁設置法の一部を改正する法律案に對する修正案
経済審議庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十条の次に三条を加える改正規定中第十一条第三項を削る。
以上であります。

今日日本の長期経済計画等を推進する場合に、何といつてもこれと密接な相関關係を持ち、支配的な影響を与える防衛力増強の問題を抜きにしてこの経済計画の推進は考へることができないのは、これは常識でございます。今日このような状態のもとにおいて、日本の対米國際政治取引を遂行して行くためには、そのために国民生活に与える影響、国民の負担力を無視した強力な方策を講ずることなしには、この防衛力の増強をまかない切ることには不可能であるし、同時にまたその客観的な事実を乗り越えるためには、いかなる状態においてか、そのしわ寄せを受ける日本の経済の窮通打開の道を見出

して乗り切るかというところに問題があるわけでございます。まあこういう状態のもとにおいてとられようとすることは、一つは強力な体制に移行するか、もしくは現行法令自体も軽視するがごとき立法措置を講ずるか、そのいずれかでございませう。で、政府は今回のこの法律の改正案によってその後者を選んで、そうして立法による強力な政策の推進をこの際企図したというのでなければ、実は今回の第十一條における経済企画庁長官の監督権云々の問題は理解できないし、首尾一貫したものにならないはずでございます。しかし教度にわたる連合委員会もしくは内閣委員会における審議に際しては、あくまでも政府はこれに対しては否定的な態度と答弁に終結したのでございませう。かりに私どもはその政府の答弁なく、政府のその態度について一步を譲つて、全くこれは単に日本の長期経済計画を推進するための手段であり、同時にまたその答弁のごとく、この勧告というものは、何ら法律的な拘束を伴うものでない、ですからその意味では私どもが追及したその要点は巧みにその答弁によつてかわされたという印象がありますが、しかしそれはそれでもよい。それならそれでもよいが、それなら今度は現行法令との関連において、私どもはこの十一條の改正を認めるわけには参りません。経済企画庁の長官は、國務大臣として内閣法第二條、第四條第六條、第七條及び行政組織法第二條等に基づく権限と義務によつてその職務を行ふべきものであります。これらの条文についてはこの際一々申し上げる煩を避けます。しかるにこの改正規定による長官の勧告の権

限は、これらの法令との関係において疑義のあるものであり、その法的根拠、拘束力並びに実際の運営上の見通し等についてもきわめて不明確であると言ひ切らざるを得ません。以上理由から私はこの修正案を提起する次第でございませう。

○田畑金光君 私はただいま千葉委員から提案されました経済審議設置法案の一部を改正する法律案に対する修正案に対し賛成の意を表します。同時にこの修正案を除く原案についても賛成の意を表するのであります。

修正案に賛成の理由に關しましては、ただいま千葉委員から法律的新見解並びにその他の理由についての説明がありましましたので、これらの点については私も全く同じ理由からこの修正案に賛成の意を表する次第であります。ことにこの一部改正法律案の審議に際しまして、政府から出されました総合経済六カ年計画の構想あるいは昭和三十年年度の経済計画の大綱について政府の所信を質したわけでありまして、これらの諸計画の実行について、どの程度政府に熱意があるかということを私は疑わざるを得ないわけでありませう。経済自立をはかり、完全雇用の達成を期するためには経済審議庁を企画庁に改めて、長官の権限を強化するといふような機構の改革や、権限の強化の問題ではないと考えるわけでありませう。現行法令の範囲内におきまして、あるいは現在の機構、権限の範囲内におきまして、十分に誠意と周密な計画と、これを実行するだけの財政的な裏づけ等があるならば、当然に得るものであると考えるわけでありませう。昭和二十五年に国土総合開発法が

制定されました、全国の府県において、この法律に基き、政府の方針に基き、国土開発について積極的な熱意を示したわけでありませう。府県においてはそれぞれ総合開発調査局あるいは開発課、こゝより機構の整備をして、いざ事業の実施面における政府あるいは国家の施策を期待したわけでありませうが、法律ができた、機構ができたが、何ら積極的な予算的な裏づけもなく、結局総合開発法は、府県の地方財政に膨張を来たし、赤字の大きな原因をもたらし、参つたわけでありませう。このことを考えましたときに、今日政府のこのべき方針というものは、機構、権限の強化あるいは長官の権限を強化するといふ問題ではなくして、むしろ今の国の予算の性格、あるいは国の政治の方向をどう切りかえるかという問題だろうと思つておられます。ことに軍事的な性格を持つ非生産的な軍事予算が大きな比重を占めている今の国の財政方針を国民生活の安定、産業の自立の方向に切りかえることが大事な問題であらうと考えるわけでありませう。

こういふような点から今回の経済審議庁設置法の一部を改正する法律案を検討いたしましたときに、第十一條第三項の長官の権限の強化等といふことはおもしろ味であるし、またその段階でもなく、私が今申し上げたように、まず政府のこのべき道は、国の予算の性格を切りかえ、政治の方向を切りかえることが大事であると思ひますので、以上のような点から、私は今回の政府の一部改正法律案に対し、千葉委員の提案されました修正案に賛意を表する次第であります。

○松原一彦君 私はただいま御提案になりました千葉委員の修正案に反対し、原案を支持するものでございませう。日本の現況において経済自立こそは独立日本の基調であつて、ここに一切の政治力を集中すべきは緊急の要件であると信ずるのであります。同時に野本委員が言われました新生活運動のごときも、この経済自立六カ年計画等の長期計画に対する実現が、国民の総意を燃やして実践に移る道徳的基準ですらもありません。かゝる意味では、今日政府が経済企画庁となり、そうして、その企圖の推進も経済企画庁長官が持ち、ここに当然各省の長に向つて勧告を行い、進んでこれが実効をはかることは、きわめて当然なことであつて、それができなければこの企圖は進みません。もちろん内閣総理大臣は全責任をもつてこれが推進に當るべきことは申すまでもないのでありますが、計画責任者としての長官が、その勧告を担当することは私は当然しくぐだと思ふのであります。

かような意味におきまして、今回の経済審議庁がさらに企画面に重きを置いて経済企画庁となり、完全雇用の立案を実践にまで移し、長期経済計画の推進力となるという本案に對し、私は一日も早く実現せんことを要望して、千葉委員の修正案に反対し、原案を支持する意見を述べたものであります。

○堀眞琴君 私は千葉委員の提案にかかります経済審議庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成をいたし、それとともに修正部分を除く原案に賛成をいたしたいと思ひます。修正案に關しまする法律的新根拠につきましても先ほど千葉委員から申し上げた通りであり、私もこれに賛成であります。

ところで、経済審議庁は経済自立の計画と、並びに完全雇用を目ざしての計画経済を今後策定すると同時に、それを推進するといふことが目的になつてゐるのであります。しかし計画経済を遂行するためには強い国民の政治力が結集されていなければなりません。しかしながら現在の状態において、さういふ強力な国民の政治力が結集されてゐるかといふと、決してさうではない。先ほど各委員の質疑の中に、出ておりましたように、資本主義の経済機構のもとにおいてはさういふものをわれわれは期待することができない。現に政務次官のお話にありましたフランスがどうだ、イタリアがどうだといふことではありますが、フランスにしましても、イタリアにしましても、経済計画はしつちやう變つてゐるのです。その内閣ごとく變つてゐるのです。もちろん政治に計画性がなければならぬことは言ふまでもない。しかし、資本主義体制のもとにおいて、果してそのような基本的な計画ができるかといふことになるという、私は、こゝに提出されておられます六カ年計画の構想にしましても、あるいはまた三十年度の計画の大綱にいたしましても、その基礎になつておるところのものがきわめて非現実的である。従つて作られたものは面に描かれたものにひとしいものである。たとえば、完全雇用の問題にしましても、一方では合理化を推進しなければならぬといひ、しかし合

正案に關しまする法律的新根拠につきましても先ほど千葉委員から申し上げた通りであり、私もこれに賛成であります。

正案に關しまする法律的新根拠につきましても先ほど千葉委員から申し上げた通りであり、私もこれに賛成であります。

理化によつて生まれてくるものは何か
というところ、全部とは申しませんが、失
業もその一つの結果だといわなければ
なりません。六年後には労働力人口の
一割に失業者をするのだという計算は
ともかくとして、現実がなかなかそう
は参らぬと思います。私は政治に計画
性を持たせる上からは、やはり計画経
済が必要だと思ひますが、その前提に
なる社会機構ということの問題にしま
いで、資本主義体制のもとにおいてこ
ういうような計画を進めるといふこと
はむだなことだと思ひのであります。

それから、経済審議庁長官、今後
の、改正後の経済企画庁長官の勧告権
の問題の法律的な根拠は除きますが、
この勧告権を持つことによつて、か
へつてますます内閣の統一性というこ
とを乱る結果になるのではないかとい
うことをおそれます。

従つて私は、以上申し上げたような
理由から修正案に賛成し、それを除く
原案に賛成いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御発言
はございませんか。他に御意見もない
ようですから、討論は終局したものと
認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(新谷實三郎君) 御異議ない
と認めます。

それでは、これより経済審議庁設置
法の一部を改正する法律案について採
決に入ります。

まず討論中にありました千葉委員提
出の修正案を問題に供します。千葉君
提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひ
ます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(新谷實三郎君) 少数でござ
います。よつて千葉君提出の修正案は
否決されました。

次に経済審議庁設置法の一部を改正
する法律案原案全部を問題に供しま
す。本案に賛成の方の挙手を願ひま
す。

〔賛成者挙手〕
○委員長(新谷實三郎君) 多数でござ
います。よつて本案は多数をもつて原
案通り可決すべきものと決定いたしま
した。

なお、本院規則第四十四条による本会
議における口頭報告の内容、第七十二
条により議長に提出すべき報告書の作
成、その他自後の手続につきまして
は、慣例によりこれを委員長に御一任
願ひたいと思ひますが、御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(新谷實三郎君) 御異議ない
と認めます。よつてさう決定いたし
ます。

なお、報告書には多数意見者の署名
を付することになっておりますから、
本案を可とされた方は順次御署名を願
ひます。

多数意見者署名

松原 一彦 小柳 牧衛
宮田 重文 中山 壽彦
長島 銀藏 中川 以良
野本 品吉 上林 忠次

○千葉信君 議事進行について……
今日午前中は午後二時まで不眠不休
の努力を続けました。さらに経済審議
庁設置法をめぐつて熱心な論議が展開
されましたので、大方の委員はもう極
度に疲労していると思ひますから、本

日はこれで打ち切つて次回に回す動議
を提出いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 委員長も同
意見でございます。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時十三分散会

七月八日本委員会に左の案件を付託さ
れた。
一、恩給法の一部を改正する法律の
一部を改正する法律案(衆)(予備
審査のための付託は六月二十四
日)